

第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画

ひとり親家庭等が自立し、
安心して暮らせる環境づくり

(計画期間 平成24年度～平成28年度)

平成25年1月

高 知 県

はじめに

ひとり親家庭等の
自立と生活の安定・向上を目指して



本県では、平成19年3月に「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくりを理念に掲げ、ひとり親家庭等に対し、きめ細やかな福祉サービスの提供と自立支援を推進してきました。

しかし、近年の経済状況によって厳しい雇用情勢が続き、失業や給与の減少などによる、生活への深刻な影響が懸念されているなかで、ひとり親の方は、子育てと生計の維持をお一人で担わなければならず、雇用や生活面の支援が急務となっています。

こうした中、計画期間が終了したことから、これまでの取組の成果や、母子世帯及び父子世帯の実態調査を踏まえ、ひとり親家庭等が子育てをしながら、経済的に自立し、安心して暮らせることを目指して、「第二次高知県ひとり家庭等自立促進計画」を策定しました。

今後は、この計画をもとに、就労支援や子育てをはじめとした生活面の支援などに取り組み、ひとり親家庭等の方々が自立し、安心して子どもを育てることのできる社会づくりを目指してまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

最後に、計画策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました高知県児童福祉審議会母子部会委員の皆様をはじめ、市町村や関係団体・関係者、県民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成25年1月

高知県知事 尾崎 正直

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	計画の策定体制	2
5	計画の対象者	2

第2章 高知県のひとり親家庭等の現状と課題

1	高知県のひとり親家庭等の現状	
	(1) 高知県のひとり親家庭の推移	3
	(2) 離婚件数の推移	3
	(3) 高知県ひとり親家庭実態調査の結果	4
2	高知県のひとり親家庭等における課題の整理	19

第3章 取り組みの方向と施策

1	基本理念	22
2	基本的な方向	22
3	計画の体系	23
4	具体的支援策	
	(1) 就業支援	24
	(2) 経済的支援	28
	(3) 日常生活支援	30
	(4) 情報提供、相談支援	33
5	推進体制	35
6	計画の進行管理	36

[参考資料]

第1 計画策定の経過

(1)	第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定までの経過	37
(2)	高知県児童福祉審議会規則	38
(3)	高知県児童福祉審議会母子部会委員等	39

第2	現在の主な支援策	40
----	----------	----

第3	関係団体等一覧	44
----	---------	----

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、離婚件数は減少していますが、家族のあり方などに関する個人の価値観が多様化する中、ひとり親家庭等が増加しています。ひとり親家庭等では、子育てと生計の維持を一人で担うこととなり、生活面や就業面で困難な状況に置かれています。

母子家庭や父子家庭においては、生活の安定を図りながら、子どもの健全な成長を確保できるよう、その自立に向けた支援を進めることが必要となっており、また、ニーズに応じた支援が求められています。

国では、平成15年4月に「母子及び寡婦福祉法」を一部改正し、これまでの母子寡婦福祉対策を見直して、母子家庭等の自立を促進するための子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的に展開することとし、平成15年3月に「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を示しました。

高知県では、この基本方針等に基づき、ひとり親家庭の自立促進に向けて総合的な施策を推進するため平成19年3月に「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

この自立促進計画に基づき、新たに母子自立支援プログラム策定事業に取り組んだほか、ひとり親家庭医療費助成制度においては父子家庭への助成対象を拡大するなど、ひとり親家庭の自立支援に努めてきたところです。

その後、国においては、新たな母子寡婦施策に係る「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を平成20年4月に示しました。

しかしながら、近年の雇用・経済情勢の急激な悪化を背景に、母子家庭の年間収入は依然として低く、就業形態としては臨時雇用者が多く不安定な状況に置かれており、父子家庭においても年間収入の低下がみられるなど、ひとり親家庭等を取り巻く環境はますます厳しい状況となっています。

そこで、これまでの取組みの成果を踏まえるとともに、平成22年度に実施した「高知県ひとり親家庭実態調査」の結果を反映し、自立に向けた、きめ細やかなサービスと自立・就労支援のあり方及び方向性を示し、総合的・計画的に施策を展開するため、「第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、母子及び寡婦福祉法の第12条及び国の「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成20年4月1日 厚生労働省告示第248号）をガイドラインとして策定するものです。

3 計画の期間

この計画は、平成24年度から、平成28年度までの5年間の計画です。

（計画期間内に国の施策に変更があった場合は、関係する事業の見直しを行っていきます。）

4 計画の策定体制

この計画は、平成22年度に実施した「高知県ひとり親家庭実態調査」に基づき、現状とニーズを把握したうえで、関係機関及び関係団体等のご意見をいただき、児童福祉審議会母子部会の審議により策定しました。

5 計画の対象者

この計画は、母子及び寡婦福祉法第6条に定める母子世帯、父子世帯、寡婦を対象とします。

この計画において、用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
母子世帯	離婚等により配偶者（事実上婚姻関係にある場合を含む）のない女子で現在20歳未満の児童を扶養している者とその児童からなる世帯（配偶者以外の同居人（児童の祖父母など）がいる場合も含む）
父子世帯	離婚等により配偶者（事実上婚姻関係にある場合を含む）のない男子で現在20歳未満の児童を扶養している者とその児童からなる世帯（配偶者以外の同居人（児童の祖父母など）がいる場合も含む）
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて母子世帯の母であった者
ひとり親家庭	母子世帯と父子世帯
ひとり親家庭等	母子世帯と父子世帯、寡婦
ひとり親	母子世帯の母及び父子世帯の父
ひとり親等	母子世帯の母及び父子世帯の父、寡婦

第2章 高知県のひとり親家庭等の現状と課題

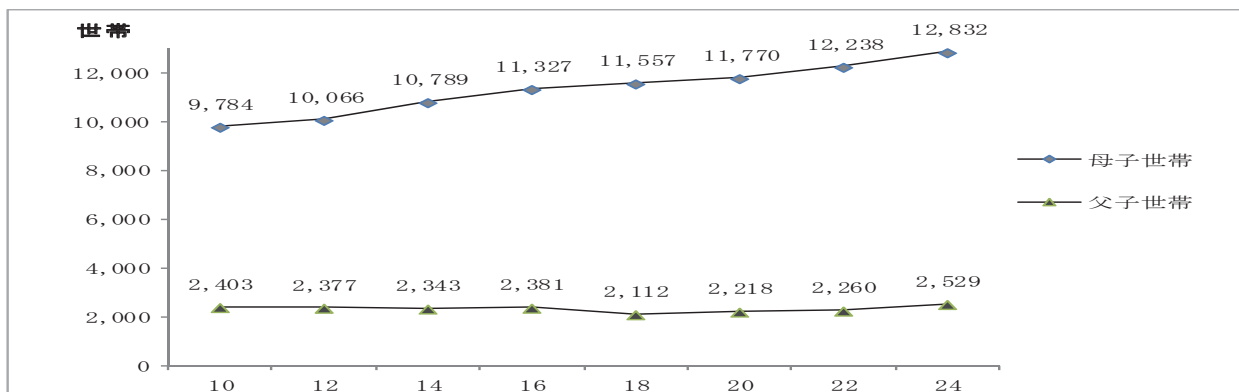
1 高知県のひとり親家庭等の現状

(1) 高知県のひとり親家庭の推移

◎近年、母子世帯及び父子世帯ともに増加してきています。

毎年4月1日現在で、市町村が把握しているひとり親家庭の数を調査しています。それによると、母子世帯、父子世帯ともに増加してきています。

高知県のひとり親家庭の世帯数の推移



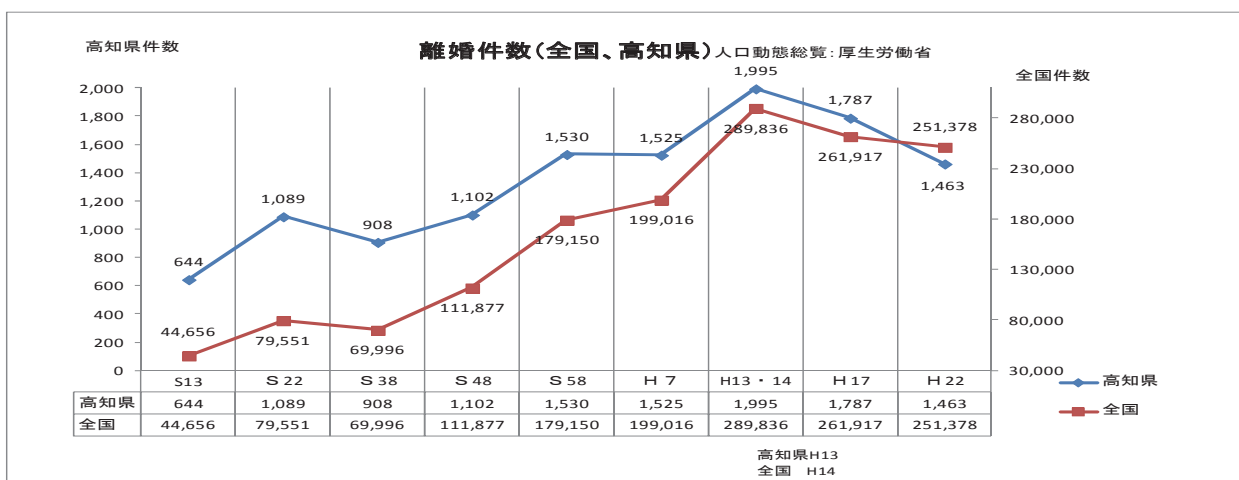
※平成22年度以前の父子世帯数には、調査不能・未調査市町村を含む。

(2) 離婚件数の推移

◎県内の離婚件数は、平成13年をピークに減少しています。

本県の離婚件数の推移は、最低であった昭和13年の644件以後、増加傾向にあり、昭和58年には1,500件を越え、平成13年が最も多い1,995件となっています。しかし、その後は減少し、平成22年は1,463件となっています。

また、全国の離婚件数も、増加傾向にありましたが、平成14年の28万9,836件をピークに減少し、平成22年は25万1,378件と本県同様減少傾向が続いています。



(3) 高知県ひとり親家庭実態調査の結果

県内のひとり親家庭の現状や課題、ニーズ等を把握するため、平成22年度に「高知県ひとり親家庭実態調査」を実施しました。調査の概要は、次のとおりです。

なお、前回調査（平成17年）との比較も行っています。

① 世帯構成

◎世帯構成は、母子家庭は「自分と子どもだけの世帯」、父子家庭は「三世帯世帯」が最も多くなっています。

前回までの調査では母子世帯、父子世帯ともに「自分と子どもだけの世帯」が最も多くなっていました。今回の調査では母子家庭は前回と同じく「自分と子どもだけの世帯」が全体の72.7%（前回調査75.4%）と最も多くなっているものの、父子家庭では「三世帯世帯」が50.8%（前回調査44.1%）と最も多くなっています。

母子世帯の「三世帯世帯」は全体の23.8%（前回調査20.6%）で、母子・父子世帯ともに「三世帯世帯」が前回調査と比較すると高くなっています。

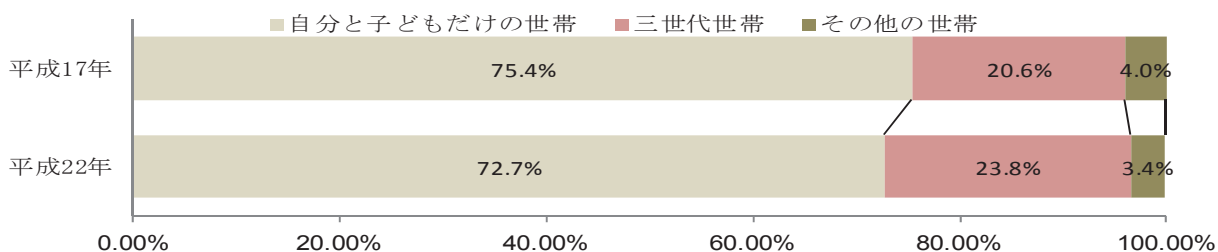
(表1) 「世帯構成」

【母子世帯】

(単位：世帯)

	自分と子どもだけの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	無回答
平成17年	964	263	51	項目なし
平成22年	485	159	23	項目なし

母子世帯の世帯構成(構成比)

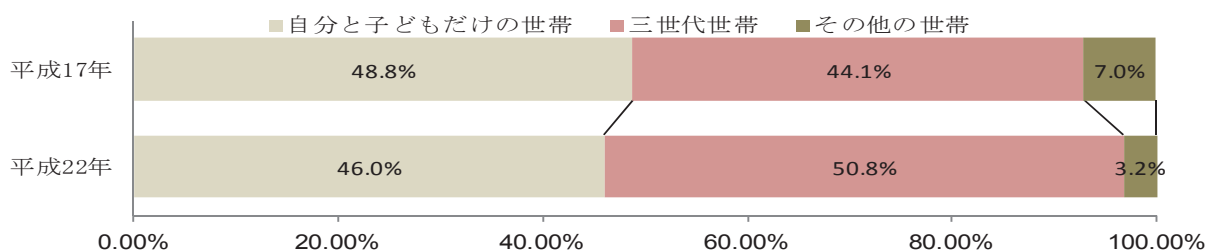


【父子世帯】

(単位：世帯)

	自分と子どもだけの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	無回答
平成17年	104	94	15	項目なし
平成22年	58	64	4	項目なし

父子世帯の世帯構成(構成比)



②ひとり親家庭になった理由

◎ひとり親家庭になった理由は、「離婚」が最も多くなっています。

「ひとり親家庭になった理由」を聞いたところ、母子世帯、父子世帯とも「離婚」が最も多くなっています。

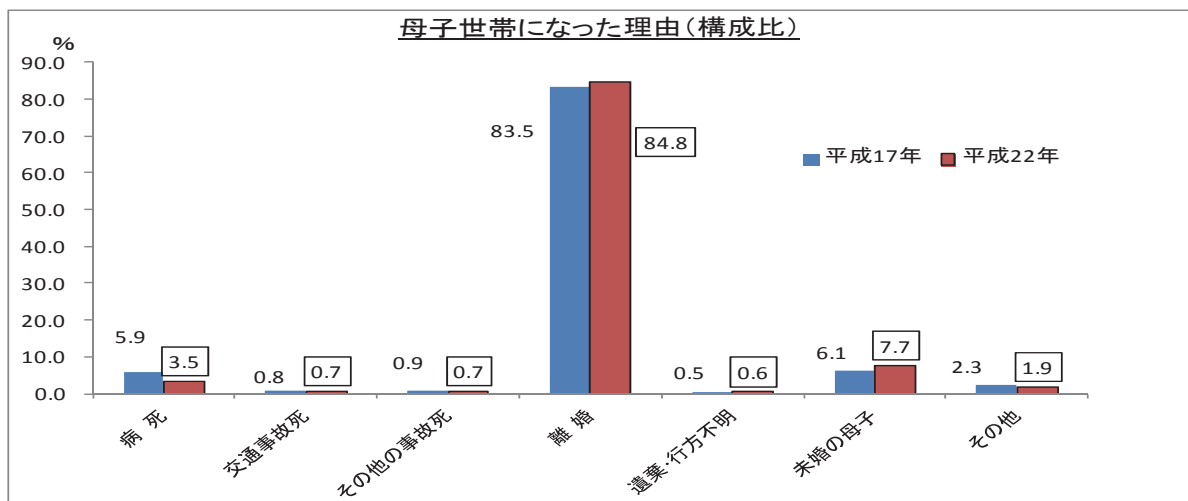
母子世帯では次いで「未婚の母」、「病死」、父子世帯では「病死」、「その他」と続いています。

(表2) 「ひとり親家庭になった理由」

【母子世帯】

(単位：世帯)

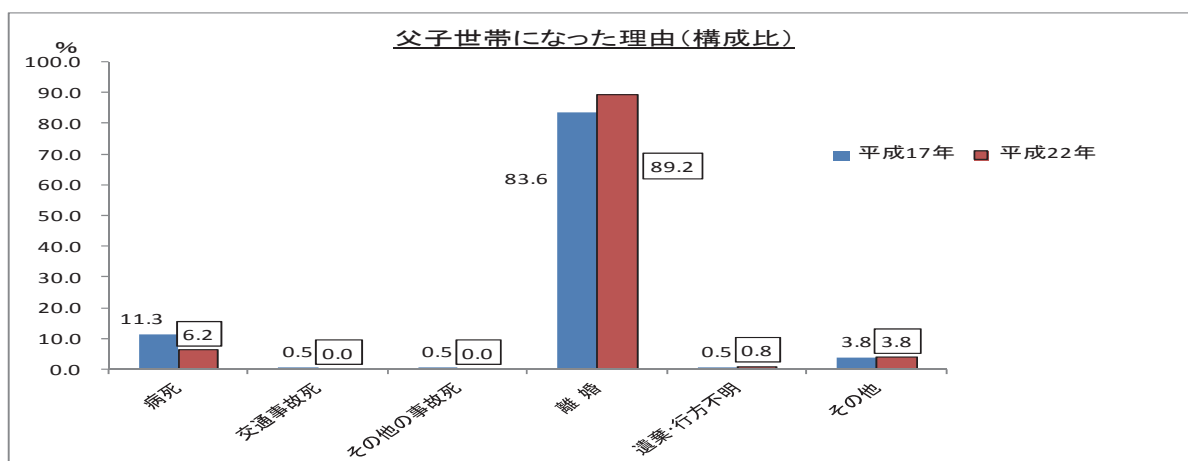
	病 死	交通事故死	その他の事故死	離 婚	遺棄・行方不明	未婚の母	その他	無回答
平成17年	7 5	1 0	1 2	1 0 6 9	7	7 8	2 9	項目なし
平成22年	2 4	5	5	5 7 4	4	5 2	1 3	項目なし



【父子世帯】

(単位：世帯)

	病 死	交通事故死	その他の事故死	離 婚	遺棄・行方不明	その他	無回答
平成17年	2 4	1	1	1 7 8	1	8	項目なし
平成22年	8	0	0	1 1 6	1	5	項目なし



③就労の状況

◎「仕事を変えた」、「無職になった」比率は、母子世帯の方が高くなっており、仕事を変えた理由は、母子世帯、父子世帯とも「子どもの養育のため」が最も多くなっています。

就業状況では、「正社員・正職員（常雇）」の比率は、父子世帯が高くなっており、雇用形態に大きな格差があります。

ア ひとり親家庭になってからの仕事について

ひとり親世帯になってからの仕事を聞いたところ、「ひとり親世帯になる前と同じ仕事をしている」の回答が、母子世帯では34.2%（前回調査34.7%）、父子世帯では63.0%（前回調査66.8%）となっており、大きな格差があります。

「ひとり親世帯になって仕事を変えた」のは母子世帯では37.0%（前回調査34.0%）父子世帯では29.1%（前回調査25.7%）と父子世帯が低くなっています。

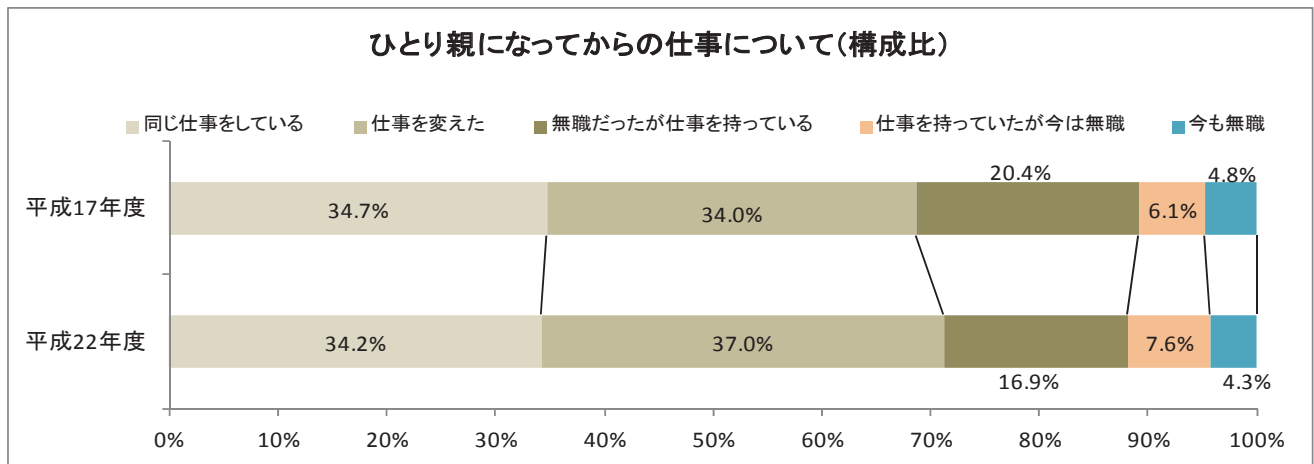
また、母子世帯では「無職だったが今は仕事をしている」の回答が16.9%（前回調査20.4%）ありました。

（表3）「ひとり親家庭になってからの仕事について」

【母子世帯】

（単位：世帯）

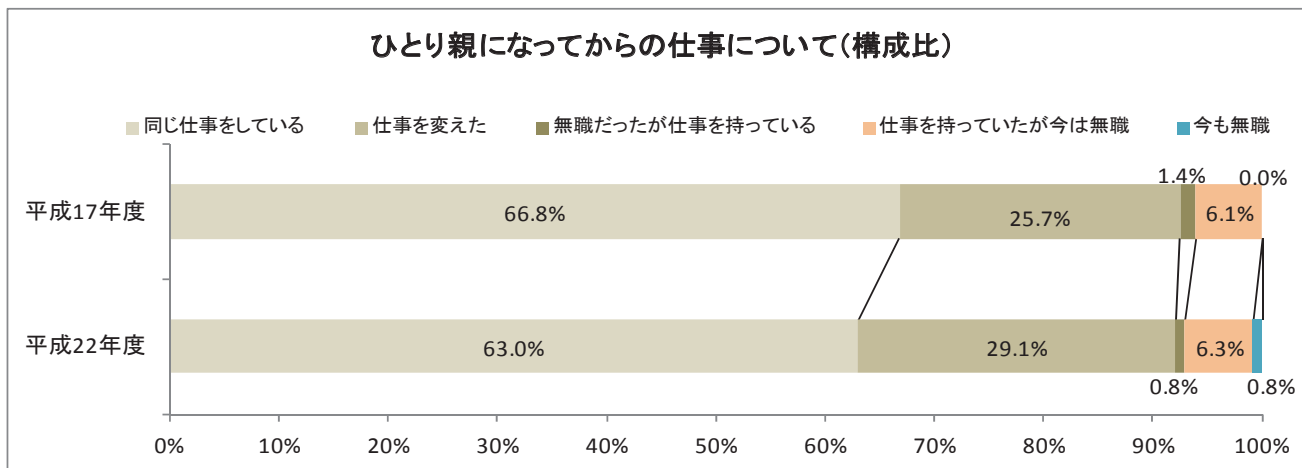
	同じ仕事をしている	仕事を変えた	無職だったが、今は仕事を持っている	仕事を持っていたが、今は無職である	今も無職である
平成17年	440	431	259	78	61
平成22年	230	249	114	51	29



【父子世帯】

(単位：世帯)

	同じ仕事をしている	仕事を変えた	無職だったが、今は仕事を持っている	仕事を持っていたが、今は無職である	今も無職である
平成17年	143	55	3	13	0
平成22年	80	37	1	8	1



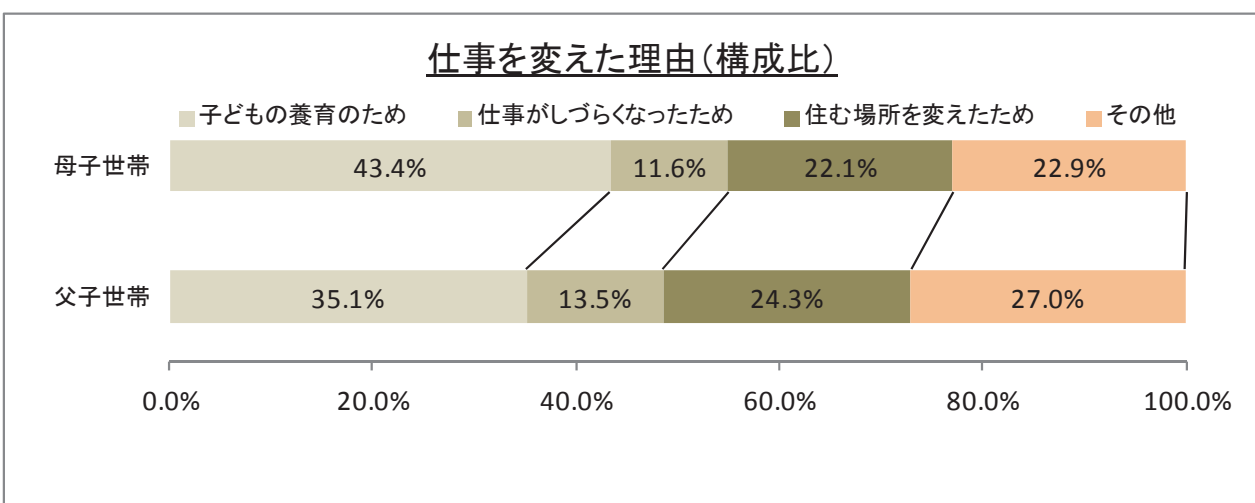
イ 仕事を変えた理由

「仕事を変えた」理由について聞いたところ、前回の調査と同様に母子世帯、父子世帯とも「子どもの養育のため」と回答した比率が最も高くなっています。

(表4) 「仕事を変えた理由」

(単位：世帯)

	子どもの養育のため	仕事がしづらくなったため	住む場所を変えたため	その他
母子世帯	108	29	55	57
父子世帯	13	5	9	10



ウ 調査時点における就業の状況

就業されている方で「勤めに出ている」方は、母子世帯で79.3%（前回調査77.1%）ですが、その雇用形態は「正社員・正職員（常勤）」が49.5%（前回調査49.5%）、「臨時・パート」が、44.2%（前回調査44.7%）となっています。

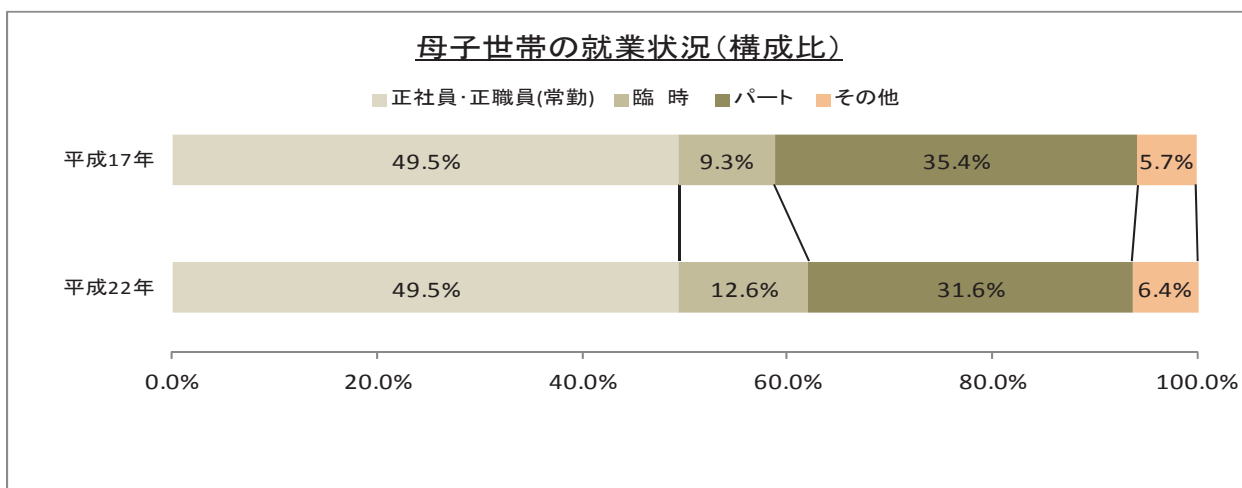
一方、父子世帯で「勤めに出ている」方の割合は、63.6%ですが、「正社員・正職員（常勤）」は74.7%、「臨時・パート」は19.5%と雇用形態に大きな格差があります。

（表5）「調査時点における就業の状況」

【母子世帯】

（単位：世帯）

	勤めに出ている者の従業上の地位			
	正社員・正職員(常勤)	臨時	パート	その他
平成17年	510	96	365	59
平成22年	271	69	173	35



【父子世帯】

（単位：世帯）

	勤めに出ている者の従業上の地位			
	正社員・正職員(常勤)	臨時	パート	その他
平成22年	65	14	3	5

④所得の状況

◎母子世帯の就労収入は、父子世帯に比べて低くなっています。

また、養育費を受け取っていない母子世帯の割合は約7割となっています。

ア 年間の就労収入

年間の就労収入を見ると、200万円未満の世帯が、母子世帯では67.4%と前回調査(71.4%)から、若干改善されているものの、父子世帯では41.7%と前回調査(29.7%)より厳しい状況となっています。

収入区分で最も多い区分は、母子世帯では「100万円～150万円未満」の22.5%、父子世帯では「100万円～150万円未満」と「250万円～300万円未満」が同数で12.9%となっており、収入面で格差が見られます。

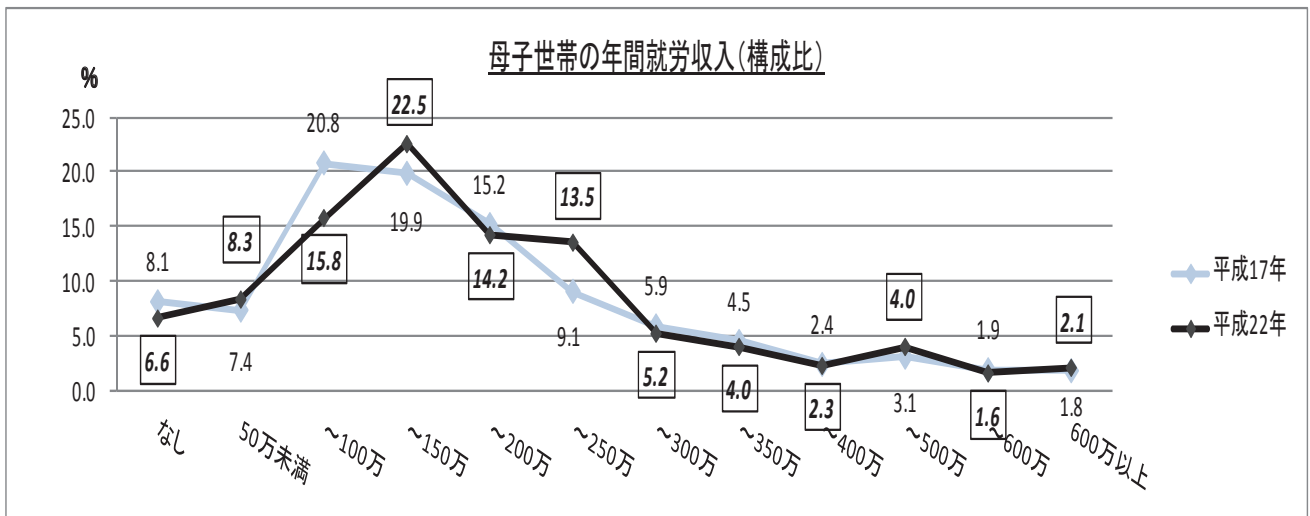
母子世帯では、前回調査時に最も多かった収入区分は「50万円～100万円未満」でしたので、若干の改善がみられますが、父子世帯では前回調査時に最も多かった「300万円～350万円未満」が17.7%から7.9%と大きく減少し、「50万円～100万円未満」が5.7%から10.9%、「100万円～150万円未満」が5.7%から12.9%と増加するなど、収入が減少していることがうかがえます。

(表6) 「ひとり親家庭の年間の就労収入」

【母子世帯】

(単位：世帯)

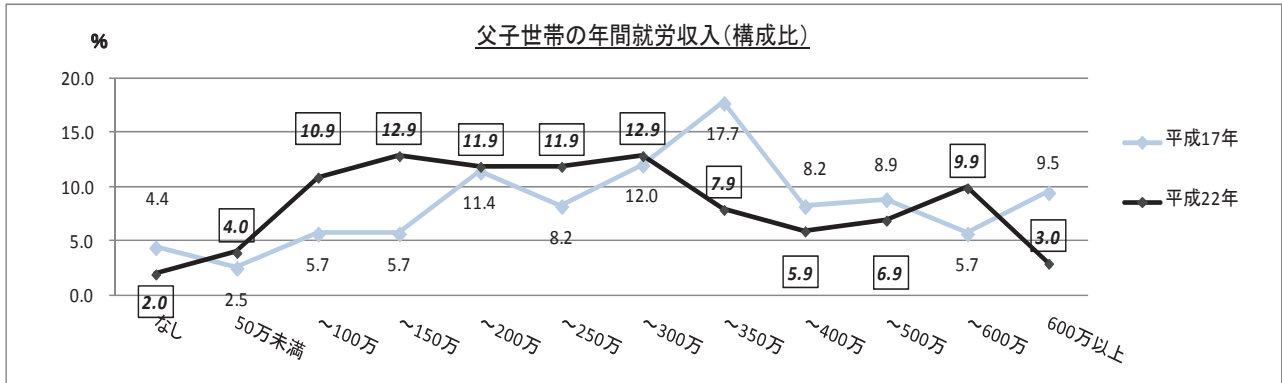
	なし	50万未満	50～100万	100～150万	150～200万	200～250万	250～300万	300～350万	350～400万	400～500万	500～600万	600万以上
平成17年	85	77	218	208	159	95	62	47	25	32	20	19
平成22年	38	48	91	130	82	78	30	23	13	23	9	12



【父子世帯】

(単位：世帯)

	なし	50万未満	50～100万	100～150万	150～200万	200～250万	250～300万	300～350万	350～400万	400～500万	500～600万	600万以上
平成17年	7	4	9	9	18	13	19	28	13	14	9	15
平成22年	2	4	11	13	12	12	13	8	6	7	10	3



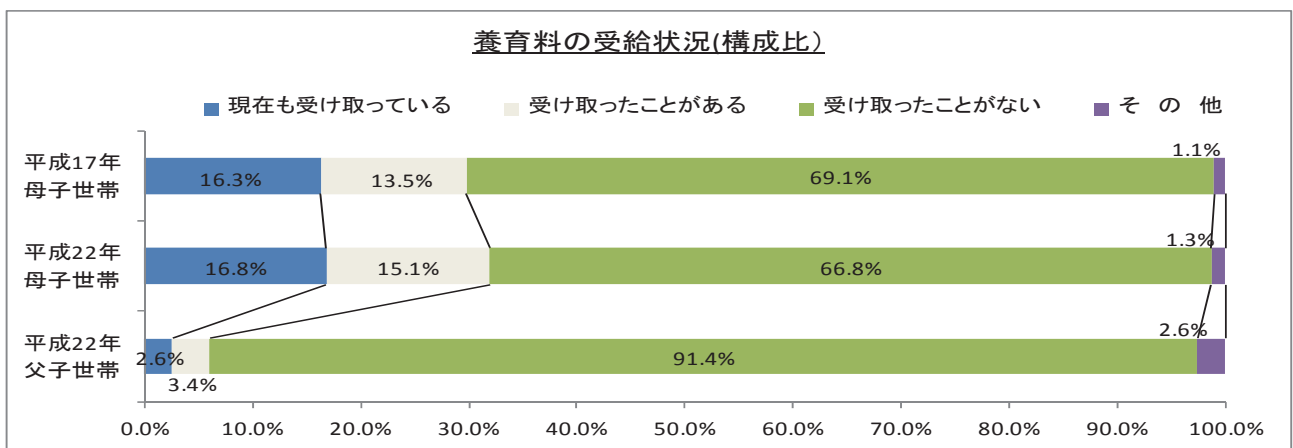
イ 養育費の受給状況

養育費については、「受け取ったことがない」と回答した母子世帯は66.8%（前回調査69.1%）でした。今回は父子世帯にも聞いたところ「受け取っている」または「受け取ったことがある」との回答は6.0%で、91.4%の方が「受け取ったことがない」と回答しています。

(表7) 「養育費の受給状況」

(単位：世帯)

		現在も受け取っている	受け取ったことがある	受け取ったことがない	その他
母子世帯	平成17年	181	149	764	12
	平成22年	98	88	390	8
父子世帯	平成22年	3	4	106	3



⑤無職の人の状況

◎「病気やけが」、「希望する仕事がない」を無職の理由に上げた世帯が多く、仕事に就く条件では「自分の健康の回復」や「希望する仕事が見つかる」が多くなっています。

ア 働いていない理由

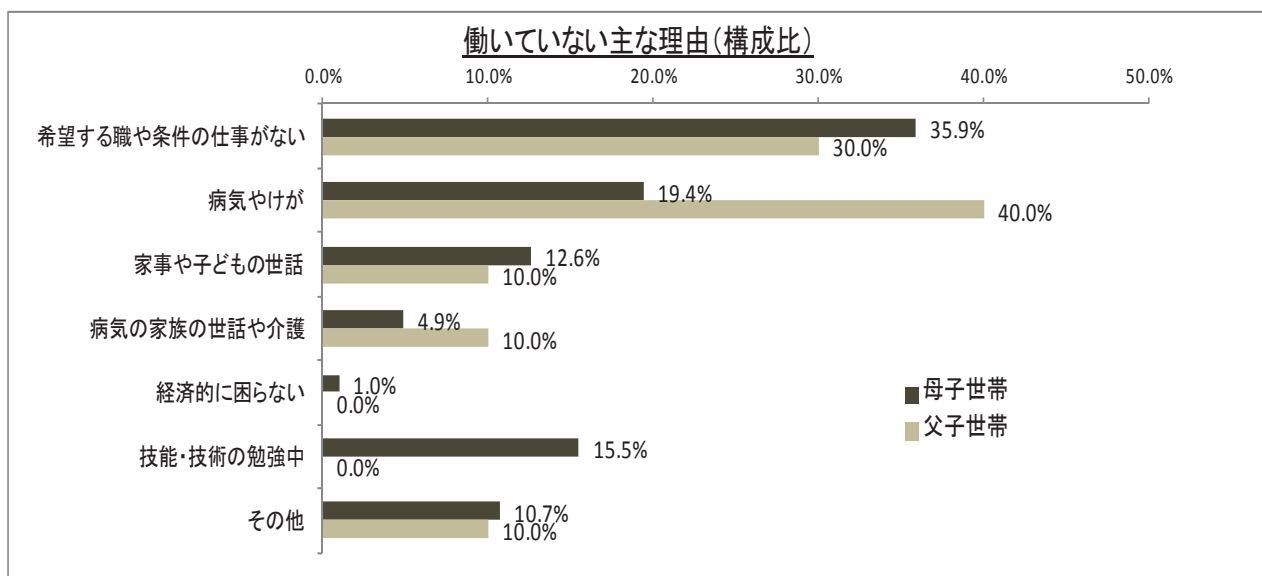
「無職」の人は、母子世帯では12.6%（前回調査11.4%）、父子世帯では6.1%（前回調査10.6%）となっています。その理由としては、母子・父子世帯とも「病気やけがで働けない」、「希望する職や条件に合う仕事がない」との回答が多くなっています。

一方で、就職への意欲は高く、母子・父子世帯ともに殆んどの人が「今すぐに仕事をしたいと思う」、「今は働けないが、そのうち仕事をしたい」と回答しています。

（表8）「働いていない主な理由」

（単位：世帯）

	希望する職や条件が合う仕事がない	病気やけが	家事や子どもの世話	病気の家族の世話や介護	経済的に困らない	技能・技術の勉強中	その他
母子世帯	37	20	13	5	1	16	11
父子世帯	3	4	1	1	0	0	1



イ 仕事に就く条件

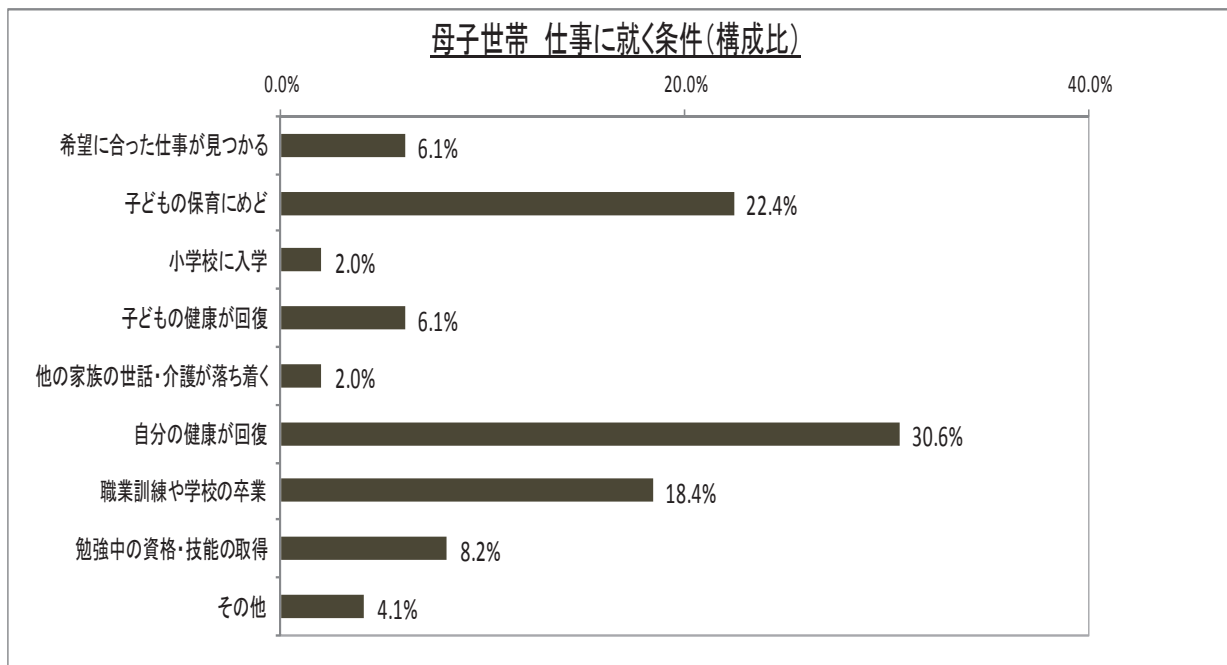
仕事に就く条件は、母子世帯では「自分の健康が回復」が30.6%（前回調査41.8%）と最も多く、「子どもの保育にめどがつく」22.4%（前回調査10.2%）、「職業訓練や学校などの修了・卒業」18.4%（前回調査5.1%）と続いています。

父子世帯では、全員が「自分の健康が回復」と回答しています。

（表9）「どんな状況になれば仕事をしたいと思いますか」

（単位：世帯）

	希望に合った仕事が見つかる	子どもの保育にめど	小学校に入学	子どもの健康が回復	他の家族の世話・介護が落ち着く	自分の健康が回復	職業訓練や学校などの修了・卒業	勉強中の資格・技能の取得	その他
母子世帯	3	11	1	3	1	15	9	4	2
父子世帯	0	0	0	0	0	4	0	0	0



⑥ 子どもの養育

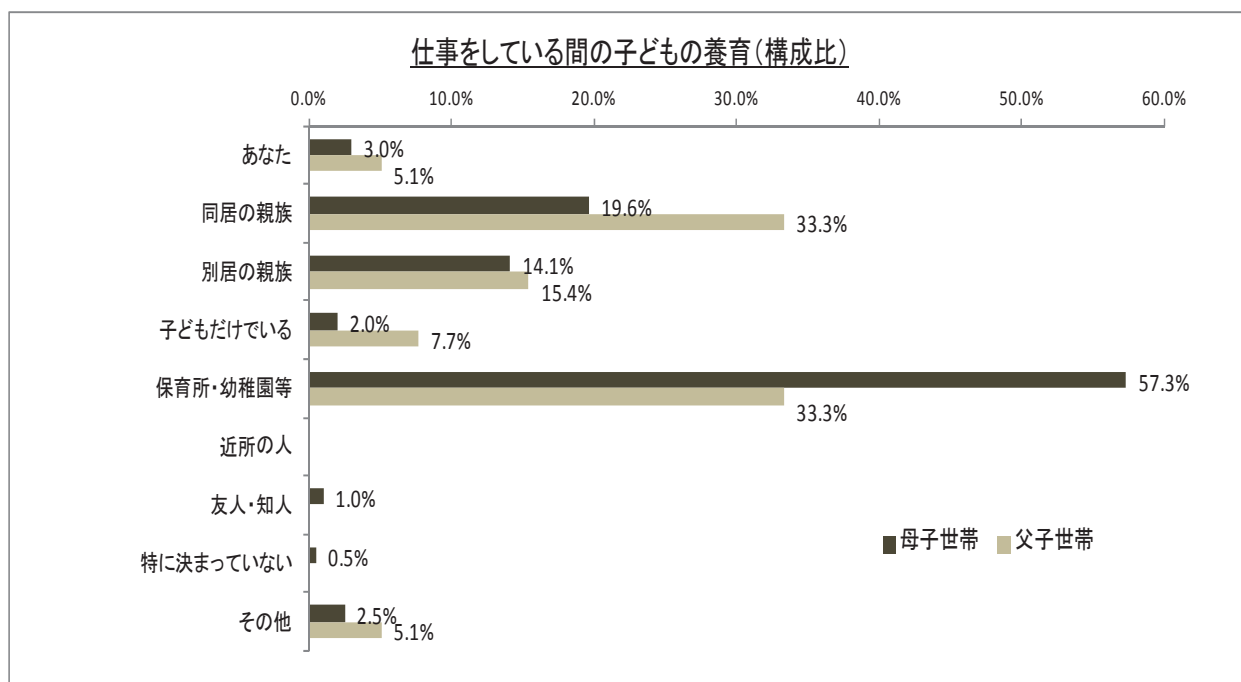
◎仕事をしている間の子どもの養育は「保育所・幼稚園等」との回答が、また、子どもが病気のときの看護者は「自分」との回答が最も多くなっています。

ア 仕事をしている間の子どもの養育者

仕事をしている間の小学校入学前の子どもの養育は、母子世帯では「保育所・幼稚園等の保育施設」の回答が最も多く57.3%（前回調査58.3%）であるのに対し、父子世帯では「保育所・幼稚園等の保育施設」33.3%（前回調査40.0%）と「同居の親族」33.3%（前回調査28.0%）が同ポイントになっており、保育施設に預けている比率は母子世帯が大変高くなっています。

（表10）「あなたが仕事をしている間、どなたが子どもを養育していますか」（単位：世帯）

	あなた	同居の親族	別居の親族	子どもだけ けている	保育所 幼稚園等	近所の人	友人・ 知人	特に決まっ ていない	その他
母子世帯	6	39	28	4	114	0	2	1	5
父子世帯	2	13	6	3	13	0	0	0	2



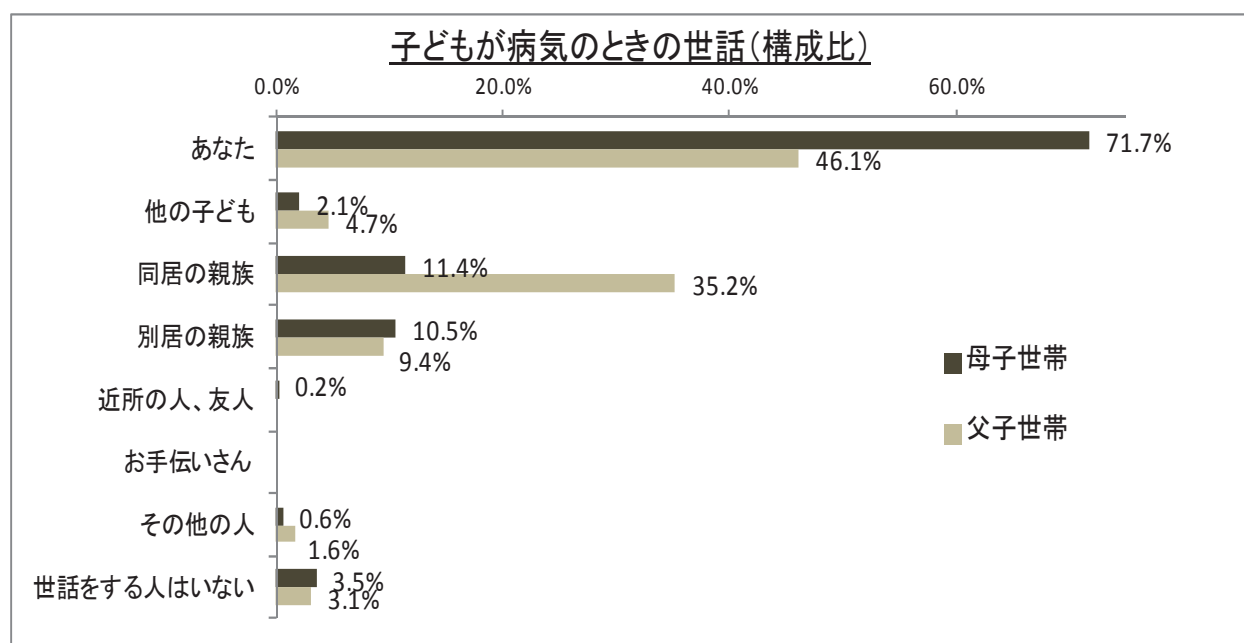
イ 子どもが病気の際の看護者

子どもが病気の際看護する人は、母子・父子世帯とも「自分」と回答した人が最も多くなっていますが、母子世帯の方の比率が父子世帯の1.5倍高くなっています。

その反面、「同居の家族」が看護している比率は、父子世帯の方が母子世帯の3倍以上となっています。

(表11) 「子どもが病気の際、誰に世話をしてもらっていますか」 (単位：世帯)

	あなた	他の子ども	同居の親族	別居の親族	近所の人、友人	お手伝いさん	その他の人	世話をする人はいない
母子世帯	477	14	76	70	1	0	4	23
父子世帯	59	6	45	12	0	0	2	4



⑦ひとり親家庭が望むこと

◎ひとり親家庭が望むことは「手当・年金の増額」が最も多く、次いで母子世帯では「就業支援等の充実」、父子世帯では「養育費確保への支援」となっています。

母子世帯では「手当・年金の増額」が29.2%と最も多く、次に「就職支援・就職訓練の充実」「公営住宅への入居の拡大」「保育所の長時間保育や放課後児童クラブ(学童保育などの充実)」と続いています。

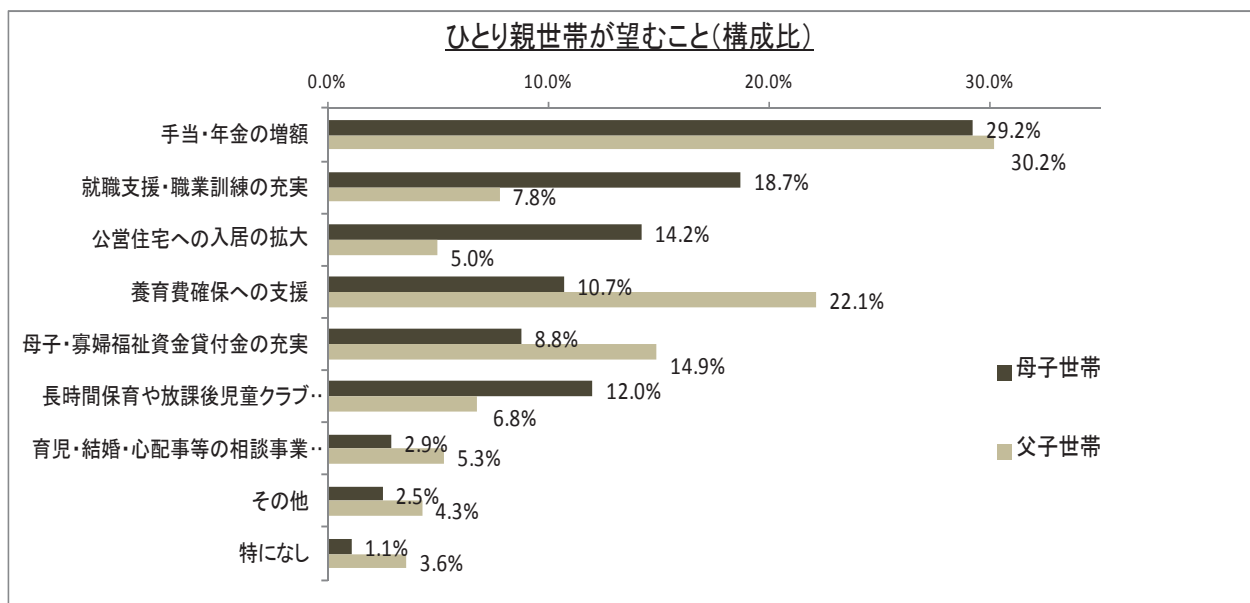
父子世帯も最も多いのは「手当・年金の増額」の30.2%となっており、次に多いのは「養育費の確保への支援」で母子世帯の2倍になっています。続いて「母子・寡婦福祉資金貸付金の充実」となっています。

母子世帯では制度の充実や拡大の要望が高くなっているのに対し、父子世帯では経済的な支援の要望が高くなっています。

(表12) 「あなたは母子・父子世帯のためにどのようなことをしてほしいと望みますか」

(単位:世帯)

	手当・年金の増額	就職支援・職業訓練の充実	公営住宅への入居の拡大	養育費確保への支援	母子・寡婦福祉資金貸付金の充実	長時間保育や放課後児童クラブの充実	育児・結婚・心配事等の相談事業の充実	その他	特になし
母子世帯	452	289	220	165	137	186	45	38	17
父子世帯	85	22	14	62	42	19	15	12	10



⑧各種制度の周知度

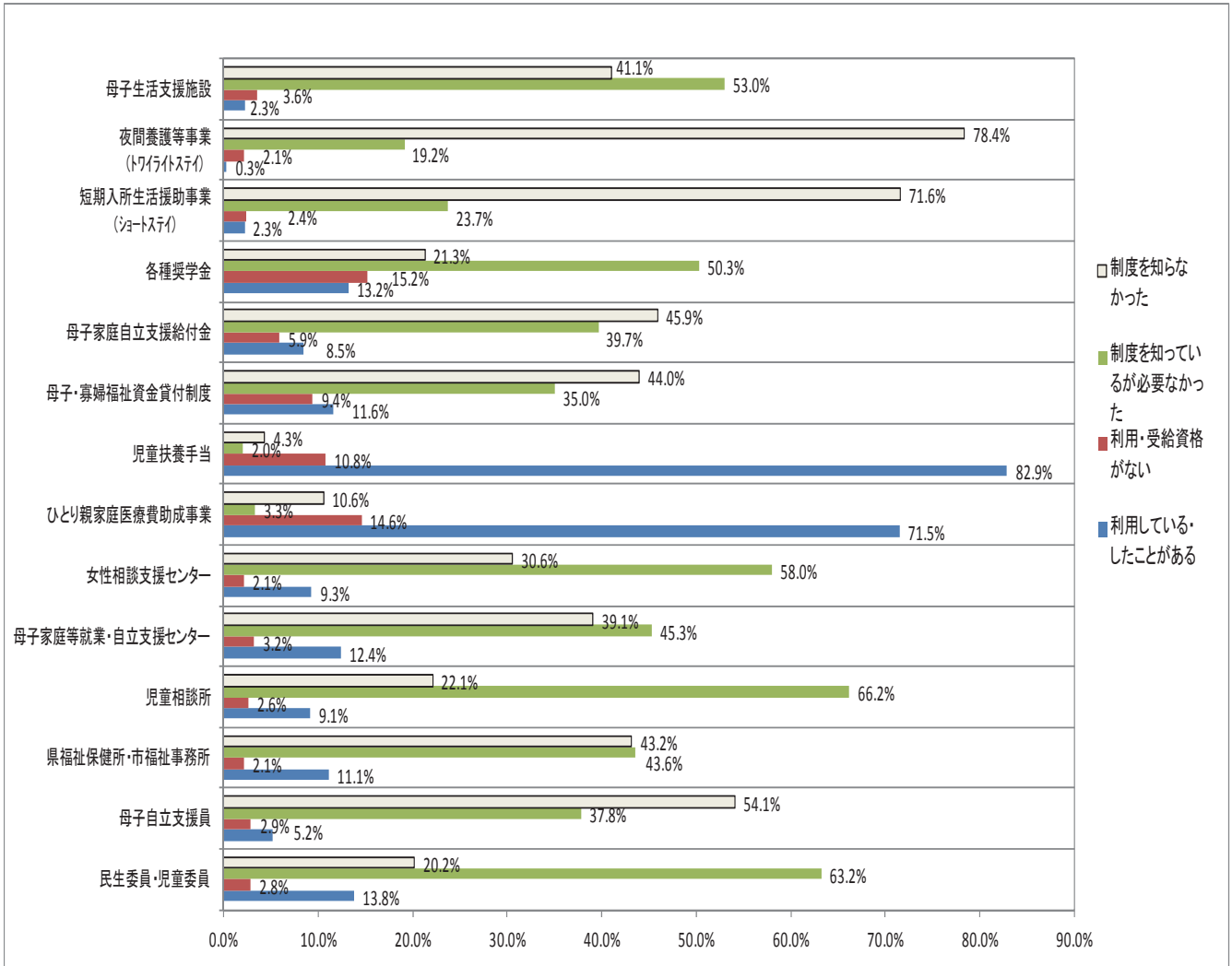
◎母子世帯、父子世帯とも、子育て短期支援事業や母子家庭等就業・自立支援センターなどを知らないとの回答が多くなっています。

各種制度については全体的に、母子世帯に比べ父子世帯は「制度を知らなかった」の回答率が高くなっています。

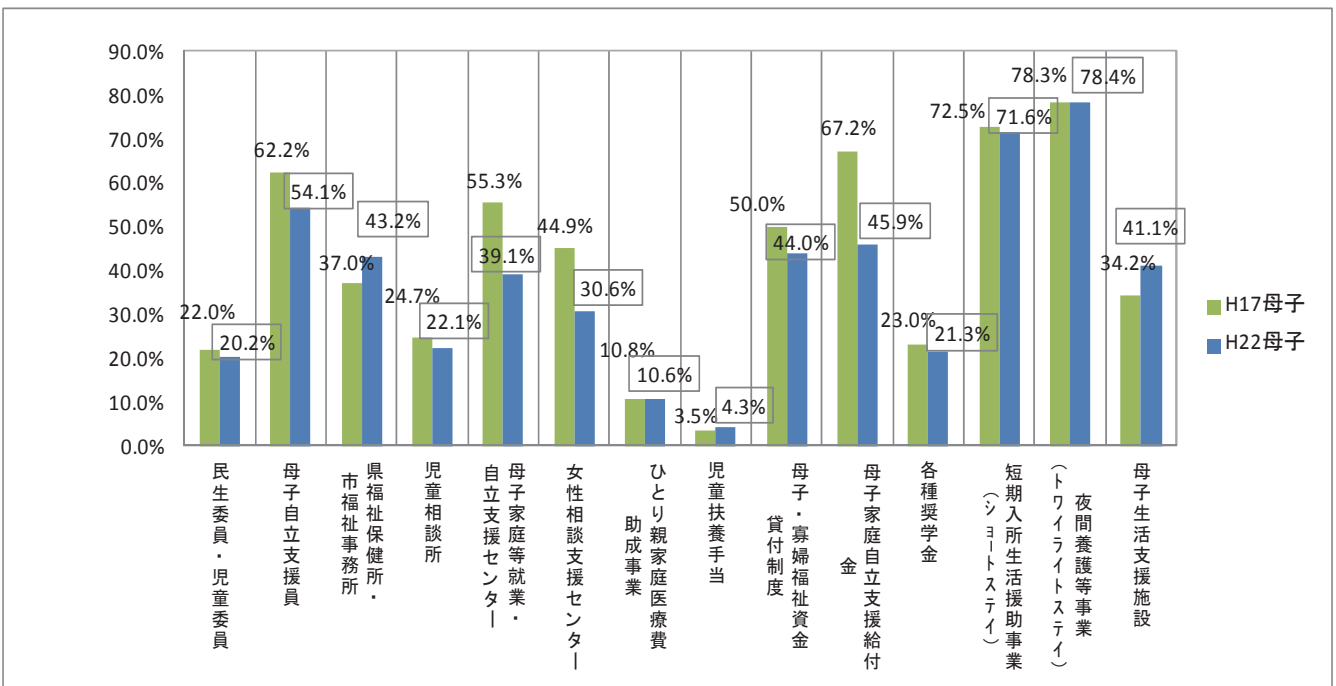
母子世帯では、ひとり親家庭医療費助成事業は71.5%の世帯、児童扶養手当は82.9%の世帯が「利用している・利用したことがある」と回答している一方、夜間養護等事業（トワイライトステイ）は78.4%、短期入所生活援助事業（ショートステイ）は71.6%が「制度を知らなかった」と回答しています。また、母子自立支援員、母子家庭自立支援給付金、母子・寡婦福祉資金貸付制度、県福祉保健所・市福祉事務所、母子生活支援施設なども40%以上が「知らなかった」と回答しています。

父子世帯でも、児童扶養手当は60.0%、ひとり親家庭医療費助成事業は45.2%が「利用している・したことがある」と回答している一方で、短期入所生活援助事業（ショートステイ）、夜間養護等事業（トワイライトステイ）では80%以上、母子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センターについては75%以上が「制度を知らなかった」と回答しています。

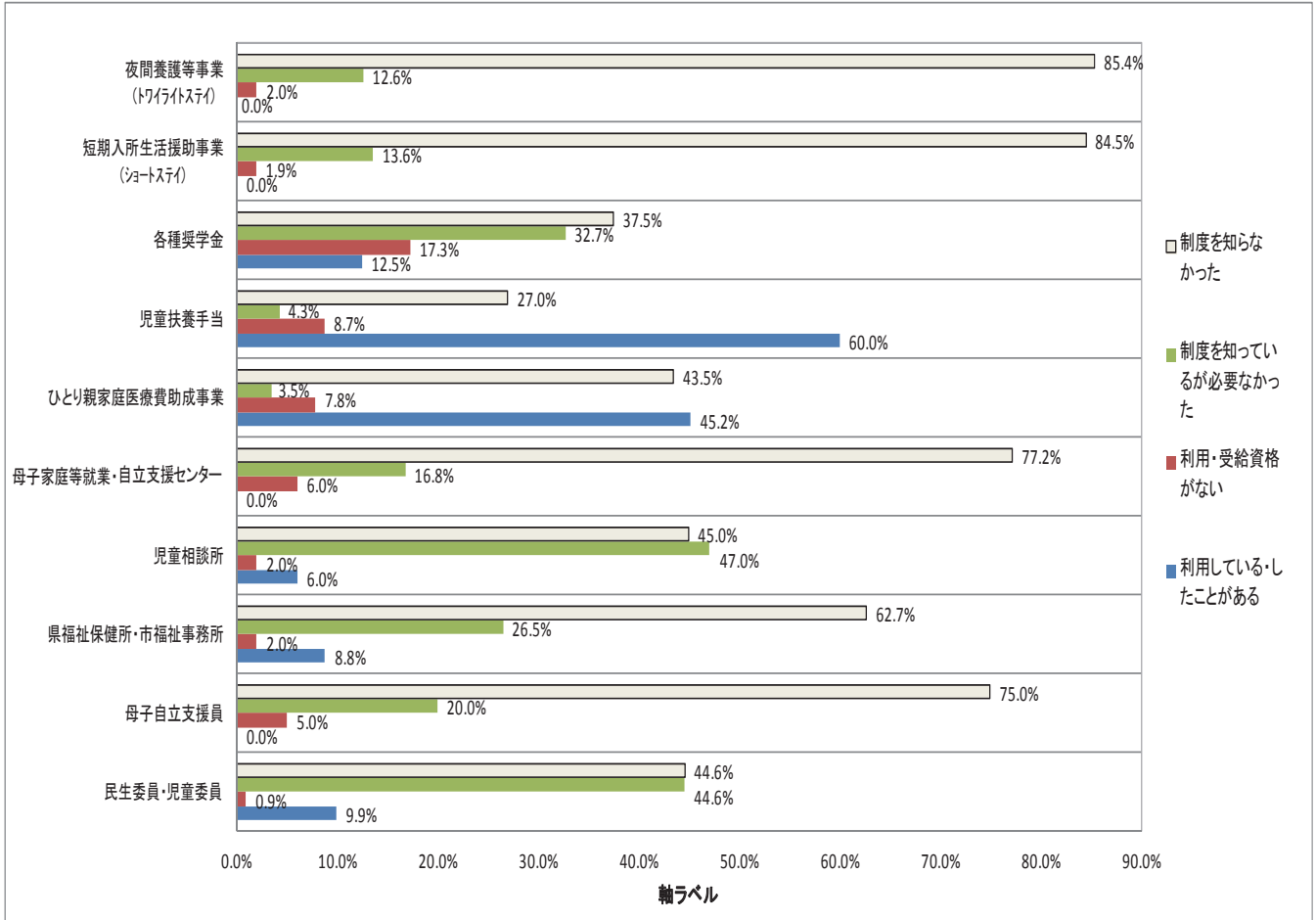
母子世帯 制度や機関の利用(構成比)



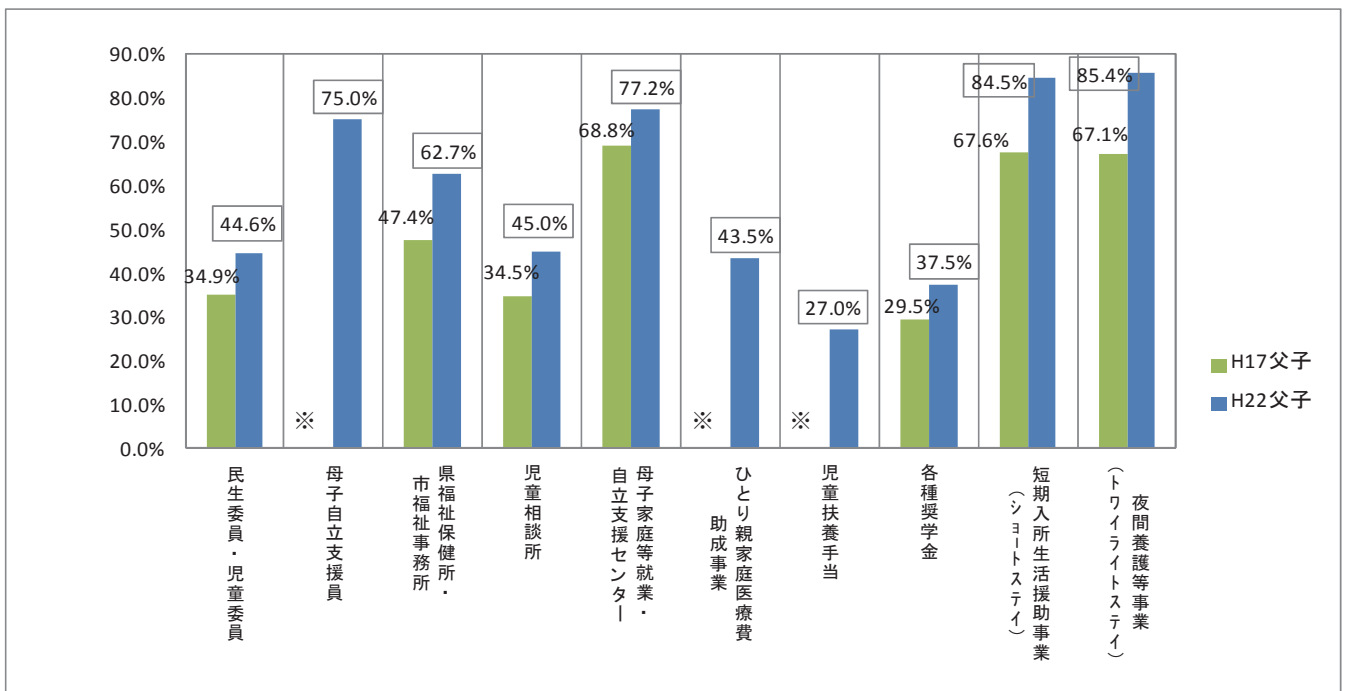
「知らない」と回答のあった制度の割合(母子世帯)



父子世帯 制度や機関の利用（構成比）



「知らない」と回答のあった制度の割合（父子世帯）



※児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成事業、母子自立支援員の3項目については、H17のデータなし。

2 高知県のひとり親家庭等における課題の整理

平成22年度の「高知県ひとり親家庭実態調査」及び関係団体の意見等をもとにした、高知県のひとり親家庭等の課題は次のとおりです。

【課題1】ひとり親世帯の不安定な就業

ひとり親家庭が経済的な自立を図るためには、就業機会の確保が極めて重要であることから、「NPO 法人 大地の会」への委託により、母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施し、ひとり親家庭に対する就業相談、就業支援講習、公共職業安定所などの職業紹介機関と連携した就業情報の提供など就業支援体制の充実に努めてきました。

県においては、臨時的任用職員の雇用に関する情報を公共職業安定所や母子家庭等就業・自立支援センターへ提供してまいりました。

一方、資格や技能の取得の支援としては、国の制度を利用した「自立支援教育訓練給付金制度」や「高等職業訓練促進給付金制度」を実施してきましたし、事業主に対する母子家庭の母の雇用については、事業主への助成制度のチラシを関係機関へ配布することにより、周知や啓発に努めてきたところです。

しかし、ひとり親世帯になってから「仕事を変えた」方や「無職になった」方が母子世帯では約45%、父子世帯では約35%となっています。ひとり親世帯は、子どもの養育のために就業時間が制限されたり、就業条件が合わないために正社員として就業できず、臨時雇用やパートに頼っている実態があります。

このため、引き続き、求人情報の収集と提供、資格や技能を取得する際の支援などを中心として、各種施策を推進していく必要があります。

【考えられる支援の方向】

- ◆ 「就業支援」、「日常生活支援」、「情報提供、相談支援」

【課題2】ひとり親世帯の所得の低さ

ひとり親家庭の経済的支援を図るため、児童扶養手当制度、母子・寡婦福祉資金貸付制度、医療費助成制度の情報提供を行うとともに、適切な給付・貸付・助成を行ってきました。

医療費助成制度については、平成19年10月から、児童扶養手当については、平成22年8月から父子家庭も対象となったことから、適切な支給と制度の周知を図ってきたところです。

しかし、母子世帯の年間の就労収入は、200万円未満の世帯が67.4%であり、平成23年国民生活基礎調査では、児童がいる世帯（全国）の平均所得が658万であることから、ひとり親世帯の所得の低さが分かります。また、父子世帯についても、200万円未満の世帯が41.7%と前回調査時より12%上昇し、厳しい状態にあります。

母子世帯で養育費を受け取っている世帯及び受け取ったことがある世帯は31.9%であり、受け取ったことがない世帯が約7割を占めている状況です。

このため、就業のための支援など、安定した収入を得ることができるよう取り組んでいく必要があります。

また、母子世帯の母が「手当・年金の増額」や「就業支援・職業訓練の充実」などの収入や就業面での拡充を望んでいるのに対して、父子世帯では、「手当・年金の増額」に加え、「母子・寡婦福祉資金貸付金の充実」など経済的な支援の拡充を望んでいます。

このため、父子世帯が利用できる支援制度の検討を行っていく必要があります。

【考えられる支援の方向】

- ◆ 「就業支援」、「経済的支援」、「養育費の確保」、「情報提供、相談支援」

【課題3】子育て支援の充実

ひとり親家庭が、子育てと就業又は就業のための訓練との両立を図り、安心して健康な生活を送るため、保育所の優先的入所や休日保育、延長保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの提供、放課後児童クラブの設置等に取り組んできました。

調査においては、仕事をしている間の子どもの養育は、保育所、幼稚園などの利用が最も多くなっていますが、子どもが病気のときの看護は父又は母自身が行う場合が最も多くなっています。また、「仕事を変えた」理由は、母子世帯、父子世帯とも「子どもの養育のため」との回答が最も多くなっています。さらに、経済的理由を背景に、家賃の安い公営住宅への入居の拡充を希望する意見が多く寄せられています。

このため、昼間や緊急時の保育サービスや延長保育などの子育て支援策の充実や、ひとり親家庭の方が安定した生活基盤を築けるよう、住宅の確保に向けた支援を行っていく必要があります。

【考えられる支援の方向】

- ◆ 「日常生活支援」、「情報提供、相談支援」

【課題4】各種制度の周知度

就業等の各種支援を推進していくため、関係機関（母子家庭等就業・自立支援センター、若者サポートステーション、女性相談支援センター、社会福祉協議会等）との情報交換や連携により、ひとり親家庭の方への就職情報や相談機関等の情報提供を行うとともに、研修会を通じて職員の資質向上を図り相談体制を強化してきました。

また、「母子・父子・寡婦福祉のしおり」を作成し、市町村等の関係機関を通じて配布することにより、各種制度の周知に取り組んできたところです。

しかし、調査結果によると、前回調査時より認知度は低下しており、十分に活用されていないことから、制度について更なる周知に努める必要があります。

このため、市町村や関係団体とも連携して、各種施策に関する情報提供をはじめ多くの方が制度を利用されるよう取り組みを行っていく必要があります。

【考えられる支援の方向】

- ◆ 「情報提供、相談支援」

第3章 取り組みの方向と施策

1 基本理念

ひとり親家庭等の自立を促進するに当たって、最も重要な点として、「収入を得るための安定した仕事を確保すること」及び「保育先や住宅の確保など、日常生活の安定を図ること」が挙げられます。

このため、本計画の基本理念は、前計画と同様に「ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らせる環境づくり」を掲げ、これを実現するための基本的な方向を「就業支援」、「経済的支援」、「日常生活支援」、「情報提供、相談支援」の4項目に体系化し、この項目を中心にひとり親家庭等への支援の充実を図っていきます。

2 基本的な方向

(1) 就業支援

ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送るためには、安定した収入の確保が不可欠であり、そのための就業の場を確保することが必要です。就業情報の提供や技能等の取得への支援などの就業支援を行うとともに、事業主の理解と協力により、ひとり親家庭等の雇用が促進をされるよう取り組みます。

(2) 経済的支援

ひとり親家庭等、特に母子世帯及び寡婦の自立を進める上で、就業支援と併せて一定の経済的支援を行う必要があります。

また、養育費はその多くが支払われていないという現実があるため、子どもの養育に関する義務は離婚により変わることがないことなど、養育費に関する情報提供や相談機能の充実を図っていきます。

(3) 日常生活支援

ひとり親家庭等の自立のためには、子どもの保育先や住宅の確保のほか地域での見守りの体制など、安心して子育てができる環境づくりが必要です。

そのため、ひとり親家庭等の様々なニーズに応じた適切な支援や環境づくりを行っていきます。

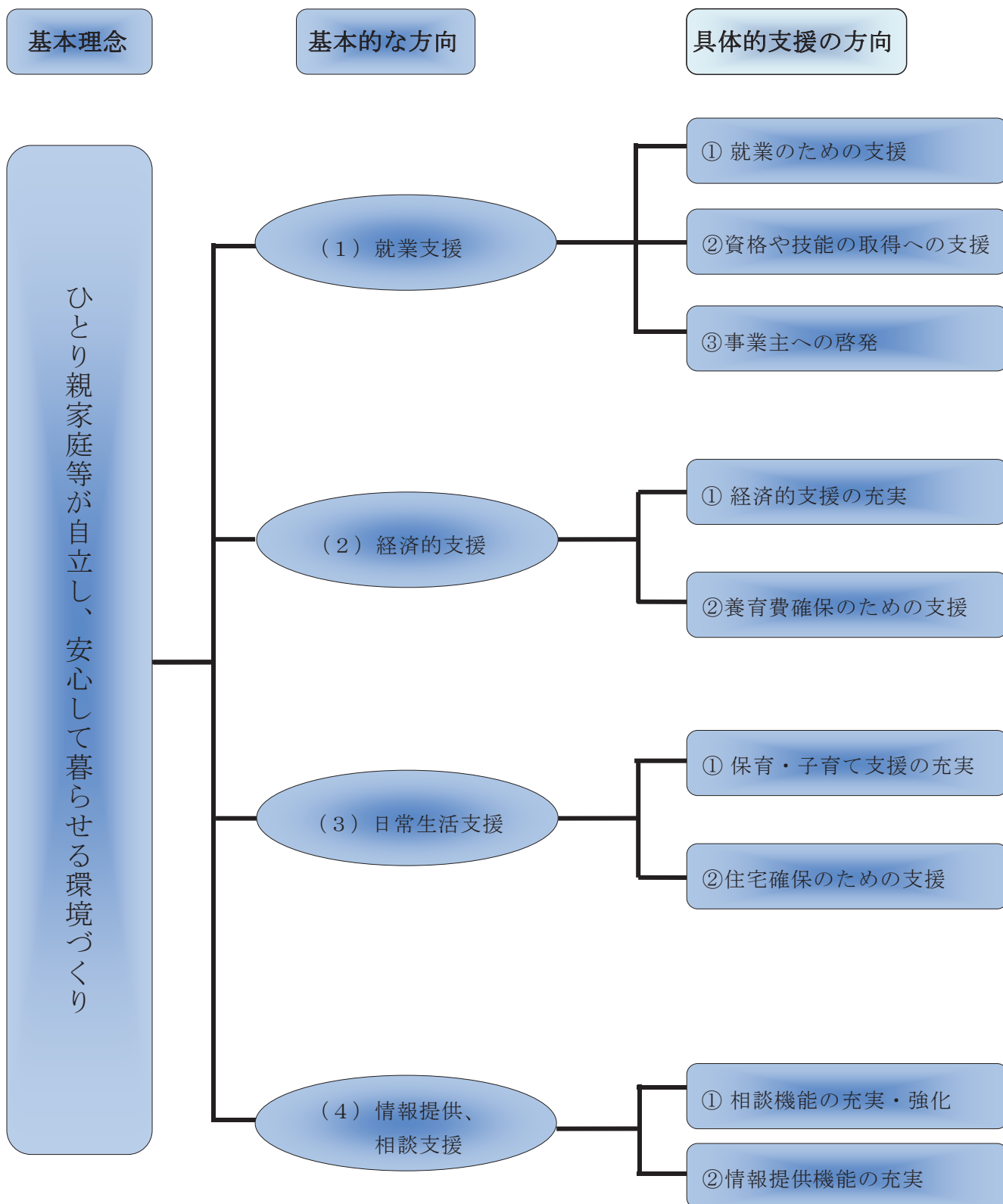
(4) 情報提供、相談支援

必要な情報が一元的に得られるよう、関係機関との連携を密にして、的確な情報提供及び相談体制の充実を図っていきます。

そのため、生活支援の情報をホームページ上で公開するなど、積極的に情報を提供できる仕組みに確立を図ります。

3 計画の体系

高知県として、今後ひとり親家庭等の自立に向けて取り組んでいくための、「基本理念」及び「基本的な方向」、「具体的支援の方向」をまとめると、次のような体系になります。



4 具体的支援策

(1) 就業支援

ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送るためには、安定した収入の確保が不可欠であり、そのための就業が必要です。

特に、母子世帯の母は、母子世帯になったときに、自分自身が就業していないことや資格や技能を持っていないことなどの事情がある方が多く、収入の確保が難しい状況にあります。

そこで、安定した収入を確保することを目指して、「就業のための支援」、「資格や技能の取得への支援」、「事業主への啓発」を柱として就業支援を行っていきます。

① 就業のための支援

考
え
方

- ◆ 就業に関する相談、求人情報の収集と提供、就職に必要と考えられる資格の取得への支援など、就業に関する総合的なサービスを提供していきます。
- ◆ 母子家庭等就業・自立支援センター、高知県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち）、福祉人材センター、福祉人材バンク、ハローワーク等と連携し、無料職業紹介事業の充実を図っていきます。
- ◆ 県が臨時的任用職員を雇用する際、母子世帯の母への情報提供を行います。

具
体
的
な
取
り
組
み

母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援

○ 就業情報の提供、就業のあっせん

母子家庭等就業・自立支援センターでは、就業相談、就業情報の提供、就業のあっせん、求人開拓など、きめ細やかな就業支援を実施しています。今後とも、求人登録件数と就職者数の増加を図っていきます。

■就職者数	(実施主体) 母子家庭等就業・自立支援センター
平成23年度 109人	→ 平成28年度 150人

(実績：人)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
146	133	98	113	109

○ 移動相談の拡充

県内市町村において、県福祉人材センターの協力と安芸及び幡多福祉人材バンクとの共催で移動相談を実施している移動相談を拡充していきます。

■移動相談	(実施主体) 母子家庭等就業・自立支援センター
平成23年度 実施回数19回	→ 平成28年度 実施回数25回

(実績：回)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
8	8	10	19	19

○ 無料職業紹介事業の充実

求人開拓の強化・無料職業紹介事業を行っている県福祉人材センターなど他の機関と連携して実施できる事業の検討を行っていきます。

また、求人登録件数の増加を図っていきます。

■企業訪問開拓による求人登録件数	(実施主体) 母子家庭等就業・自立支援センター
平成23年度 399件	→ 平成28年度 450件

(実績：回)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
154	352	441	438	399

臨時的任用職員の雇用に関する情報提供

県が臨時的任用職員を雇用する場合に、県の総務事務センターから母子家庭等就業・自立支援センターへ求人の情報を提供する取り組みを引き続き行っていきます。

また、市町村へも趣旨の周知を図っていきます。

ハローワークとの連携

○ 求人情報の提供等

就業支援を実施するに当たって、求人情報の提供などについて、ハローワークとの連携を図っています。また、子育て中の方を対象として設置されたハローワーク高知マザーズコーナーとの連携を強化・充実します。

○ 母子自立支援プログラム策定支援事業

児童扶養手当受給者の自立・就業支援のためのプログラムを策定する母子自立支援プログラム策定事業については、平成23年度から父子世帯にも対象を拡大し、ハローワークとの連携のもと、さらなる就業支援を行っていきます。

■プログラム策定による就職決定者数	(実施主体) 母子家庭等就業・自立支援センター
平成23年度 26人	→ 平成28年度 40人

(実績：人)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
9	23	15	26	26

② 資格や技能の取得への支援

考
え
方

- ◆ 資格や技能の取得に向けて、講座等を受講しやすいよう、母子家庭自立支援事業費補助金や母子・寡婦福祉資金貸付制度による資金面での支援を行っていきます。
- ◆ 就業に結びつく可能性の高い技能を習得するための講座を開催していきます。
- ◆ 職業能力を身につけていただくため、それぞれの母子世帯の生活実態や職業適性、就業経験等を踏まえた公共職業訓練を実施していきます。

資金面での支援の実施

○ 自立支援教育訓練給付費補助の実施

母子世帯の母が指定された講座を受講する場合、受講料の20%相当額を補助しています。今後とも、制度の周知や補助者数の増加を図っていきます。

■ 自立支援教育訓練給付金	(実施主体) 県・市
平成23年度 6人	→ 平成28年度 36人

(実績：人)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
35	13	17	8	6

○ 高等職業訓練促進給付費補助の拡充

定められた資格について、母子世帯の母が2年以上の教育訓練を受講する場合、受講期間(上限3年)について生活保障としての給付金などを支給しています。制度の周知を図るとともに、県内全市での実施に向けて働きかけていきます。

■ 高等職業訓練促進給付金	(実施主体) 県・市
平成23年度 156件	→ 平成28年度 180件

(実績：人)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
38	18	66	133	156

○ 母子及び寡婦福祉資金貸付金の実施

資格や技能を取得するために必要な授業料や交通費、技能取得中5年以内における生活費などの貸付を行っていきます。

- ① 事業開始資金 ② 事業継続資金 ③ 修学資金 ④ 技能習得資金
 ⑤ 修業資金 ⑥ 就職支度資金 ⑦ 医療介護資金 ⑧ 生活資金
 ⑨ 住宅資金 ⑩ 転宅資金 ⑪ 就学支度資金 ⑫ 結婚資金

(貸付実績：件)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
158	127	150	141	137

具
体
的
な
取
り
組
み

技能を取得するための講座や職業訓練の実施

○ 母子家庭等就業・自立支援センターによる支援の拡充

能力開発訓練の受講を勧めるなど、資格取得のための支援を行っています。また、母子家庭の方の就職を支援するために、パソコン講座の開催や職務経歴書の書き方など、就職に役立つ講義を実施しています。

ハローワーク、福祉人材センター等の職業訓練の情報を収集し、実施回数と対象者の拡充（母子世帯→ひとり親家庭）や講座内容の充実を図っていきます。

■ 就業支援講座	(実施主体) 母子家庭等就業・自立支援センター
平成23年度 1回	→ 平成28年度 2回

(実績：回)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
3	2	2	2	1

○ 公共職業訓練の実施

県では、就職を希望する方に対して、就職に必要な技能や技術を身につけるための訓練科目を設け、公共職業訓練を実施していきます。

具
体
的
な
取
り
組
み

③ 事業主への啓発

考
え
方

- ◆ ひとり親家庭の実情を理解した雇用促進を図るため、ひとり親家庭をとりまく現状と課題について事業主への啓発活動に努めていきます。
- ◆ 母子世帯の母を雇用した事業主が優遇される制度の広報を行い、就業機会の創出に努めます。

具
体
的
な
取
り
組
み

事業主への啓発の推進

○ 母子家庭等就業・自立支援センター等での取り組み

ひとり親家庭の実情を理解し、雇用を促進していくため、引き続き企業等への訪問活動や県の広報誌を活用した事業主への啓発活動を行っています。

また、事業主が母子世帯の母を一定の条件で雇用した場合に支給される特定就職困難者雇用開発助成金など、雇用の援護措置の周知を図っていきます。

母子家庭等就業・自立支援センターは、特定就職困難者雇用開発助成金の活用による職業紹介事業所の許可を得ており、助成金の手続き方法等について事業主への周知を図っていきます。

事業主に対して求人の開拓を行っていき、就労機会の確保に努めます。

(2) 経済的支援

ひとり親家庭等の自立を進めるうえで、就業支援と併せて一定の経済的支援が必要です。特に、母子世帯では、子どもの育児等のための時間的制約、就業のための技術や技能の不足、母子世帯に対する事業主の理解が得られにくいことなどにより、就業環境が厳しく、安定した収入が得られにくい状況にあります。そのため、子どもの健やかな育成のためには、経済的支援が必要です。

また、母子世帯になった理由は「離婚」が大半を占めていますが、子どもの養育の責務は両親にあるにも関わらず、父親からの養育費はその多くが払われていません。子どもの養育に関する義務は離婚しても変わらないことから、養育費に関する情報提供や相談機能を充実させていきます。

① 経済的支援の充実

考
え
方

- ◆ 安定した生活が送れるよう、経済的支援を必要としているひとり親家庭等に対して、経済的な支援を行っていきます。

具
体
的
な
取
り
組
み

経済的支援制度による支援の実施

○ 児童扶養手当の適正な支給事務の実施

市町村と連携して、制度の周知を積極的に進めるとともに、プライバシーに配慮した支給事務を行うなど、適正な支給業務を行っていきます。

○ 母子・寡婦福祉資金貸付制度の適正な貸付事務の実施

市町村と連携して、母子世帯や寡婦に対して、母子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に行うとともに、プライバシーに配慮した貸付事務を行うなど、適正な貸付業務を行っていきます。

また、柔軟に需要に応じることができるよう貸付利子の引下げ、貸し付け条件の緩和（平成21年6月）や貸付金の拡充（平成22年4月）等がなされたことから、きめ細かな情報提供を行い、積極的な利用を呼び掛けていきます。

また、県社会福祉協議会などの行っている生活福祉資金やその他奨学金などについても情報提供を行っていきます。

○ ひとり親家庭医療費助成の実施

病気やけがなどで必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の一部を助成しています。今後とも、制度の周知について市町村に働きかけていきます。

②養育費確保のための支援

考
え
方

- ◆子どもの養育に関する義務は、たとえ離婚した場合でも両親にあるため、離婚に当たって、養育費負担の取り決めを行うことなどについて、広報・啓発活動を行っていきます。
- ◆養育費に関する情報提供や相談機能を充実させていきます。

具
体
的
な
取
り
組
み

広報・啓発活動の実施

○ 養育費確保に向けた啓発の推進

市町村と連携し、児童扶養手当の現況届の配布時などの様々な機会を通して、養育費に関する情報提供や、母子家庭等就業・自立支援センターで実施している法律相談や養育費相談支援センターについての情報提供を行っていきます。

相談機能の充実

○ 法律相談事業の充実

母子家庭等就業・自立支援センターでは、養育費の取り決めや履行確保などについて、専門家による法律相談を行っています。法律相談の実施回数の増加や移動相談の実施について検討します。

■法律相談	(実施主体) 母子家庭等就業・自立支援センター			
平成23年度実施回数 17回 → 平成28年度実施回数 24回				
(実績：回)				
平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
15	17	17	17	17



(3) 日常生活支援

ひとり親家庭等の自立のためには、安心して働くための子どもの保育先の確保や、放課後児童クラブの充実、安定した生活を築くための住宅の確保など、安心して子育てができる環境づくりが必要です。

そのため、ひとり親家庭等の様々なニーズに応じた適切な支援を行うことが必要です。

① 保育・子育て支援の充実

考
え
方

- ◆ 病気等で一時的に保育が必要になった場合に支援できる体制を整えるなど、保育サービス等を充実させていきます。
- ◆ 仕事と子育てが両立できるよう、子育てや生活面での支援体制の整備を推進していきます。

具
体
的
な
取
組
み

保育サービス等の充実

○ 保育所優先入所の推進

ひとり親家庭の親が就業や求職活動等を行うことができるよう、保育所への優先入所の促進を市町村へ働きかけていきます。

○ 保育サービス等の充実

ひとり親家庭の親が就業するためには、保育サービス等の充実の必要があることから、延長保育・休日保育・一時預かり・病児病後児保育の充実を市町村へ働きかけていきます。

■延長保育	(実施主体) 市町村
平成23年度 97か所	→ ※平成26年度 117か所

■休日保育	(実施主体) 市町村
平成23年度 1か所	→ ※平成26年度 8か所

■一時預かり事業	(実施主体) 市町村
平成23年度 31か所	→ ※平成26年度 35か所

■病児・病後児保育	(実施主体) 市町村
平成23年度 7か所	→ ※平成26年度 13か所

※は、「高知県次世代育成支援行動計画」の目標数値です。

子育てや生活面での支援体制の整備

○ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ）の実施

ひとり親が仕事等のために帰宅が遅くなる場合（トワイライトステイ）や病気などの場合（ショートステイ）に一時的に子どもを預かる事業の拡充を市町村に働きかけていきます。

■子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	（実施主体）市町村
平成23年度 1市 → 平成28年度 1市	

■子育て短期支援事業（ショートステイ）	（実施主体）市町村
平成23年度 15市町村 → 平成28年度 17市町村	

○ 放課後児童クラブの充実

親が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、授業終了後に学校の余裕教室などを利用して、遊びや生活の場を与える事業の充実を市町村に働きかけていきます。

〔参考〕放課後子どもプラン推進事業

放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりと質の充実を図るため、市町村への支援を行います。（※放課後子ども教室はすべての児童を対象とした事業です。）

（実績：箇所）

（実施主体）市町村

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
放課後児童クラブ	113	126	131	125	130
放課後子ども教室	48	73	84	118	130

○ 地域子育て支援センター等の拡充

子育てに関する相談や子育てサークルの育成・支援、親と子どもの交流の場を提供している地域子育て支援センター等の拡充を市町村へ働きかけていきます。

■地域子育て支援拠点事業	（実施主体）市町村
平成23年度 39か所 → ※平成26年度 45か所	

○ 母子生活支援施設の支援機能の充実

生活上の問題のために子どもの養育が十分できない場合、母子生活支援施設に子どもと一緒に入所することができます。今後とも、母子生活支援施設の支援機能の充実とショートステイの受託などによる地域の子育て支援の取組みを進めていきます。

※は、「高知県次世代育成支援行動計画」の目標数値です。

② 住宅確保のための支援

考
え
方

◆ ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、住居を確保するための取り組みを進めていきます。

具
体
的
な
取
組
み

住居を確保するための取り組みの実施

○ 公営住宅への入居について優遇措置を実施

ひとり親家庭や高齢者、障害者などの県営住宅への入居者選考において、優遇措置を講じ、入居への配慮を行っています。今後も引き続き、ひとり親家庭等の優遇措置を実施していきます。

〔 市町村営住宅についても、ひとり親家庭等の入居について優遇措置を講じている市町村があります。 〕



(4) 情報提供、相談支援

ひとり親家庭等は、就業や子どもの養育など、さまざまな悩みを持っています。その悩みを解決するため、必要な情報が一元的に得られるよう、相談体制や各種施策の情報提供体制の充実が必要です。

特に、父子世帯では、母子世帯に比べて日常生活における悩みごとに関する相談相手が少ないことから、相談体制の充実が必要です。そのため、現行の相談窓口の強化に努めていきます。

① 相談機能の充実・強化

考
え
方

- ◆母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関と連携し、相談体制の充実に努めていきます。
- ◆ひとり親を支援する関係者の資質向上を図っていきます。

具
体
的
な
取
り
組
み

一元的な相談体制の充実

○ 関係機関と連携した相談体制の充実

生活、就業及び養育費等について、県福祉保健所及び市町村などの各担当窓口で相談を受けていますが、母子家庭等就業・自立支援センターなど関係機関と連携を密にして、利用者が利用しやすいよう充実させていきます。

ひとり親家庭を支援する関係者の資質向上

○ 母子自立支援員の資質向上

全国規模の母子自立支援員研修会への参加や、母子家庭等就業・自立支援センター相談員との合同研修会の開催など、県及び市に配置されている母子自立支援員の資質向上に努めていきます。



② 情報提供機能の充実

考
え
方

- ◆ 県福祉保健所、市町村などの相談窓口の周知に取り組みます。
- ◆ 支援制度が幅広く周知され、活用されるような取り組みを実施していきます。

具
体
的
な
取
り
組
み

相談窓口の周知

○ 相談窓口の周知

県福祉保健所、市町村や母子家庭等就業・自立支援センター、ハローワーク、ハローワーク高知マザーズコーナーなどの相談窓口の周知を図っていきます。

特に、父子世帯では、相談事業拡充への要望の比率が、母子世帯より高くなっています。このため、県福祉保健所や市町村などにおける父子世帯の生活相談窓口の強化を図っていきます。

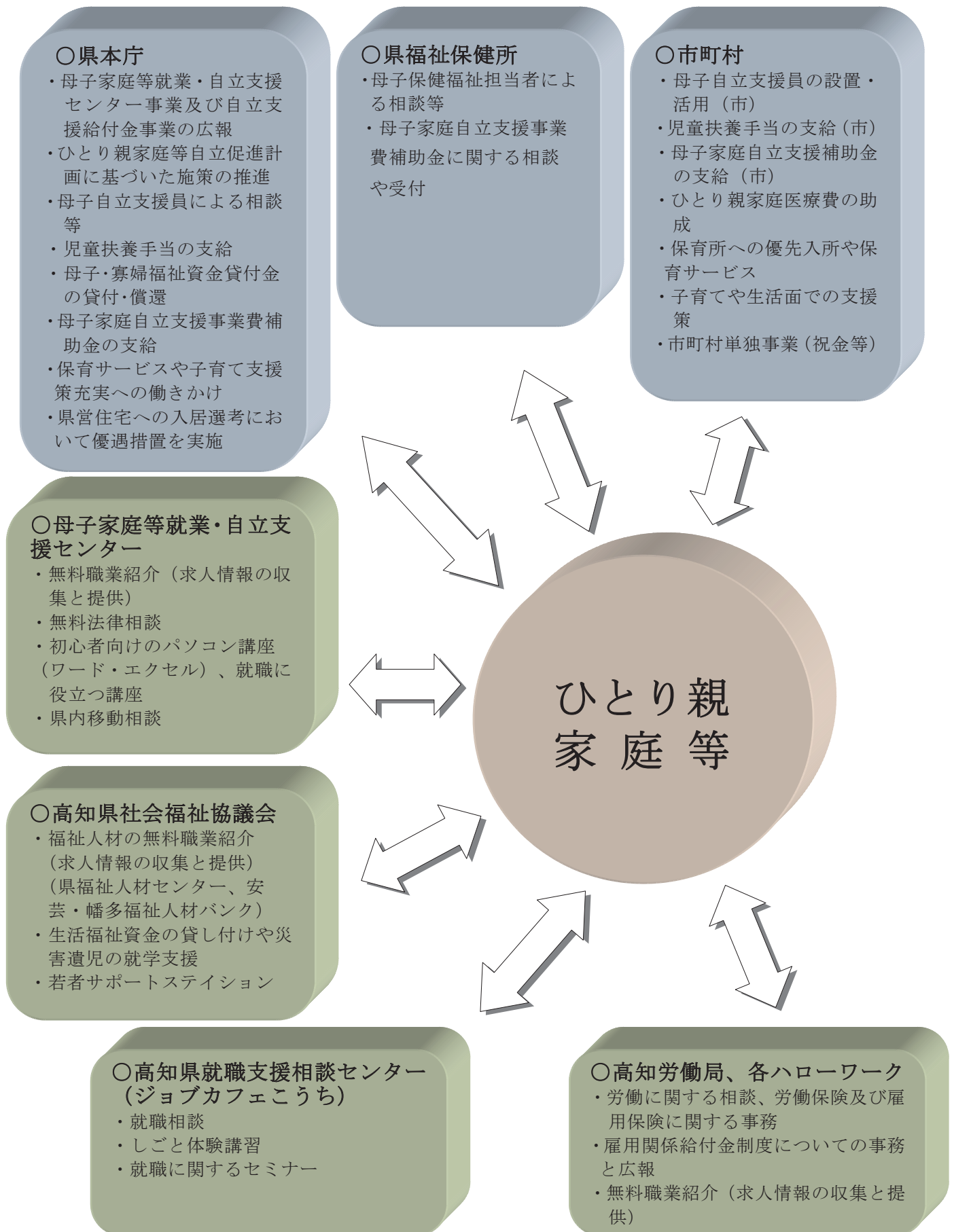
現行支援制度の周知

○ 支援制度の周知と活用の推進

ひとり親家庭等への啓発冊子「母子・父子・寡婦福祉のしおり」を作成し、市町村や県福祉保健所、関係団体等に配布して、各種支援制度の広報を行っています。

また、ひとり親家庭等の方だけでなく、県民の方が情報を入手しやすいよう、ホームページに事業内容を掲載するなど、より幅広い情報発信を行っています。

5 推進体制 関係機関での実施内容



6 計画の進行管理

本計画に基づく事業については、「高知県次世代育成支援行動計画」や「日本一の健康長寿県構想」など県の関連する計画等との整合性を図りながら、関係部局が連携して取り組みを実施していきます。

また、この計画を着実に実行していくため、高知県児童福祉審議会母子部会の意見もお聞きし、施策の実施状況の進行管理と検証等を行い、より効果的な取り組みになるよう事業内容の見直しを行っていきます。

参 考 資 料

第 1 計画策定の経過

(1) 第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定までの経過

日 程	活 動 内 容
平成 22 年 1 1 月 ～平成 23 年 3 月	平成 22 年度ひとり親家庭実態調査 ・調査基準 平成 23 年 1 月 1 日 ・調査経過 平成 22 年 1 1 月 対象者抽出 平成 22 年 1 2 月 調査票発送 平成 23 年 1 月 調査票回収 ・客 体 母子世帯 1, 676 世帯、回収率 40.5% 父子世帯 322 世帯、回収率 40.4%
平成 23 年 7 月 1 2 日	高知県児童福祉審議会 総会 ○内容 ・高知県ひとり親家庭等自立促進計画の策定について
平成 23 年 1 0 月 1 7 日	高知県児童福祉審議会 母子部会 ○内容 ・高知県ひとり親家庭等自立促進計画の策定に向けた検討について
平成 24 年 1 1 月 7 日	高知県児童福祉審議会 母子部会 ○内容 ・計画策定スケジュール案について ・計画案について
平成 24 年 1 1 月 2 0 日 ～1 2 月 1 9 日	パブリックコメント（関係機関からの意見聴取を含む） ○内容 ・計画案について
平成 24 年 1 2 月 2 0 日	県議会 文化厚生委員会へ(案)を報告
平成 25 年 1 月 1 6 日	高知県児童福祉審議会 母子部会 ○内容 ・計画案について

(2) 高知県児童福祉審議会規則

(平成12年4月1日規則第96号)
改正 平成15年5月23日規則第78号

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項の規定に基づく高知県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成15年規則78号〕

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 審議会の委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の総数の4分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会において決定する。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事8人以内を置く。

2 幹事は、知事が任命する。

3 幹事は、委員長の指揮を受け、庶務を整理する。

一部改正〔平成15年規則78号〕

(書記)

第7条 審議会に、書記6人以内を置く。

2 書記は、知事が任命する。

3 書記は、上司の指揮を受け、庶務に従事する。

一部改正〔平成15年規則78号〕

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年5月23日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 高知県児童福祉審議会母子部会委員等

(五十音順)

氏名	団体名及び役職	備考
大原 典子	県青蘭会連盟理事長	副部会長
岡谷 英明	高知大学准教授	
柿原 映子	県私立幼稚園連合会副会長	
川崎 育郎	高知県立大学名誉教授	
高橋 昌子	県国立幼稚園会副会長	
津野 美保	県小児保健協会理事	
徳弘 朋子	県民生委員児童委員協議会連合会理事	部会長
中山 裕司	県保育所経営管理協議会副会長	
普光江 継男	県保護司連盟会長	

関係機関

森国 久美子	母子家庭等就業・自立支援センター所長	
--------	--------------------	--

第2 現在の主な支援策

高知県内のひとり親家庭等を支援するため、各関係機関において次のような取り組みが進められています。

(1) 相談窓口

名 称	内 容
県福祉保健所 市福祉事務所	ひとり親家庭や寡婦の方、生活に困っている方、児童や高齢者、心身障害者の方々の福祉の総合窓口です。 ・所在地等 → P 4 4、P 4 6をご覧ください。
母子自立支援員 (母子相談員)	県の児童家庭課や市の福祉事務所において、ひとり親家庭等の方のいろいろな悩み事や問題の相談に応じています。 ・所在地等 → P 4 6をご覧ください。
民生委員・ 児童委員	地域に密着して、困っていることや社会福祉全般にわたる相談に応じています。
母子家庭等 就業・自立支援 センター	ひとり親家庭等の方に対して、就業のための相談、就業のための各種資格や技能を習得する支援制度等についてのアドバイス、ひとり親への法律問題等の専門相談を行っています。 ・所在地等 → P 4 4をご覧ください。
女 性 相 談 支援センター	女性のいろいろな悩み事や配偶者からの暴力で困っている方の相談に応じています。休日・夜間も電話相談を行っています。 ・所在地等 → P 4 4をご覧ください。
療育福祉センター	心身の発達に障害があったり、その心配がある子どもとその家族の方々の医療や福祉の相談に応じています。 ・所在地等 → P 4 4をご覧ください。
消費生活センター	消費者からの消費生活全般にわたる相談を受けたり、消費生活に関する情報の提供を行っています。 ・所在地等 → P 4 4をご覧ください。
こうち男女共同 参画センター (ソーレ)	女性をとりまく様々な悩み事について相談に応じています。また、男性からの相談にも毎月2回対応しています。 ・所在地等 → P 4 4をご覧ください。
児 童 相 談 所	県内2カ所に設置され、児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じています。 ・所在地等 → P 4 4をご覧ください。

(2) 年金・手当

名 称	内 容
遺族基礎年金	被保険者が死亡した時、その方によって生計を支えられていた子のある妻または子に支給されます。(子とは18歳到達年度の末日までの子、または、20歳未満で障害等級が1級・2級の状態にある子) ・問い合わせ等 → 各年金事務所 (P 4 5)

名 称	内 容
児童扶養手当	父、又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害がある場合は20歳未満の児童）を監護している父、又は母、養育者に支給されます。前年（1月から6月までの申請については前々年）の所得による所得制限があります。 ・問い合わせ等 → 市町村役場（P46以降）
特別児童扶養手当	身体又は精神に一定以上の障害を有する20歳未満の児童を在宅で監護する保護者に支給されます。前年（1月から6月までの申請については前々年）の所得による所得制限があります。 ・問い合わせ等 → 市町村役場（P46以降）
障害児福祉手当	重度の障害を有し、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童に支給されます。前年（1月から6月までの申請については前々年）所得による所得制限があります。 なお、高知県重度心身障害児療育手当との併給はできません。 ・問い合わせ等 → 市町村役場（P46以降）
高知県重度心身障害児療育手当	身体又は精神に一定以上の障害（特別児童扶養手当1級相当）を有する18歳未満の児童を在宅で監護する保護者に支給されます。 なお、障害児福祉手当との併給はできません。 ・問い合わせ等 → 市町村役場（P46以降）
児童手当	中学校修了前の児童を養育している方に支給されます。前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得による所得制限があります。 ・問い合わせ等 → 市町村役場（P46以降）
災害遺児修学支援	交通事故、その他の災害により、両親又は父母のいずれかを失って、遺児となった高等学校に在学している生徒に修学費を支給しています ・問い合わせ等 → 県社会福祉協議会（P49）

（3） 貸付金・奨学金等

名 称	内 容
母子・寡婦福祉資金貸付制度	母子世帯や寡婦の方の生活の安定のため、生活資金や修学資金などの貸し付けを行っています。 ・問い合わせ等 → 市町村役場（P46以降）
生活福祉資金貸付事業	低所得者世帯に対して、経済的自立や生活意欲の助長促進を図るため、必要な資金の貸し付けと援助指導を行っています。 ・問い合わせ等 → 市町村社会福祉協議会・県社会福祉協議会（P48、P49）
奨 学 金	経済的理由で高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程などに修学することが困難な学生や生徒に学資の貸し付けを行っています。 ・問い合わせ等 → 県教育委員会高等学校課（088（821）4893）

(4) 医療・養育

名 称	内 容
ひとり親家庭医療費助成事業	<p>所得税非課税世帯のひとり親及び18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童の医療費の自己負担分に対して、助成を行っています。</p> <p>・問い合わせ等 → 市町村役場（P46以降）</p>
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	<p>保護者が仕事を終えて帰宅するまでの間、児童を児童福祉施設等に預かって養育を行う制度です。</p> <p>・問い合わせ等 → 市町村役場（P46以降）</p>
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	<p>保護者が仕事、病気、冠婚葬祭等で児童を一時的に養育できないとき、児童を児童福祉施設等に預かって養育を行う制度です。</p> <p>・問い合わせ等 → 市町村役場（P46以降）</p>
助産施設	<p>保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して助産を行うための施設です。</p> <p>・問い合わせ等 → 県福祉保健所及び市福祉事務所（P44、P46）</p>

(5) 就業支援

名 称	内 容
母子家庭等就業・自立支援センター	<p>ひとり親家庭等の方の就業と自立を支援するため、求人情報の収集と提供、各種資格や技能を習得するときの支援制度等についての情報提供、パソコン講習や就職に役立つ講座などを行っています。</p> <p>・所在地等 → P45をご覧ください。</p>
母子家庭自立支援給付事業	<p>母子世帯の方が一定の資格や技能を取得するため、講座を受講したり、長期にわたって教育訓練機関で修業する場合、受講料や生活費への補助を行っています。</p> <p>・問い合わせ等 → 県福祉保健所及び市福祉事務所（P44、P46）</p>
母子自立支援プログラム策定事業	<p>母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、ハローワークの実施する就業支援事業を活用することにより、児童扶養手当を受給している母子世帯の方の就業と自立を支援していきます。</p> <p>・問い合わせ等 → 母子家庭等就業・自立支援センター（P45）</p>
県福祉人材センター及び福祉人材バンク	<p>福祉の仕事に就きたい方に求人を斡旋したり、就職ガイダンスや就業に関する研修と調査・研究を行っています。</p> <p>・所在地等 → P45をご覧ください。</p>
高知県就職支援相談センター (ジョブカフェこうち)	<p>若者の就職を支援するため、キャリアコンサルタントによる就職相談やしごと体験講習、就職に関するセミナーの開催などを行っています。</p> <p>・所在地等 → P44をご覧ください。</p>
こうち男女共同参画センター (ソーレ)	<p>女性の社会参画や自立支援に役立つパソコン講座、コミュニケーション講座、その他自己啓発講座などを行っています。</p> <p>・所在地等 → P44をご覧ください。</p>

名 称	内 容
ハローワーク	<p>就業についてのきめ細かな相談・指導を行い、適性或希望に合った職業紹介に努めています。また、本人の同意を得たうえで、特定求職者雇用開発助成金、試行雇用奨励金などの事業助成を活用し、雇用機会の拡大を図っています。</p> <p>・各ハローワークの所在地等 → P45をご覧ください。</p>
公共職業訓練	<p>資格や技能を身につけて働きたい方のための制度です。一定の要件を満たす方には、訓練期間中に手当が支給される場合があります。</p> <p>・問い合わせ等 → 各ハローワーク (P45)</p>

(6) 住宅

名 称	内 容
母子生活支援施設 (母子寮)	<p>母子世帯で生活や児童の養育などでお困りの方のために、母と子どもが一緒に入れる施設です。</p> <p>・所在地等 → P46をご覧ください。</p>
公営住宅への 入居	<p>ひとり親家庭の方などの県営住宅への入居者選考において、優遇措置を講じ、入居への配慮を行っています。</p> <p>・問い合わせ等 → 県営：県住宅課、市町村営：各市町村担当課</p>

(7) 母子寡婦福祉団体

名 称	内 容
財団法人 高知県青蘭会連盟	<p>母子世帯や寡婦の福祉を増進させるため、環境を同じくする母子家庭の母及び寡婦が互いに語り合い、励まし合って、幸せな生活を築くために組織し、活動している母子寡婦福祉団体です。</p> <p>・所在地等 → P46をご覧ください。</p>

第3 関係団体等一覧

○県福祉保健所

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	管轄市町村
安芸福祉保健所	〒784-0001	安芸市矢ノ丸1-4-36	0887 (34) 3175	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東福祉保健所	〒782-0016	香美市土佐山田町山田 1128-1	0887 (53) 3171	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
中央西福祉保健所	〒789-1201	高岡郡佐川町甲 1243-4	0889 (22) 1240	土佐市、いの町、佐川町、越知町、日高村、仁淀川町
須崎福祉保健所	〒785-8585	須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎	0889 (42) 1875	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町
幡多福祉保健所	〒787-0028	四万十市中村山手通 19 幡多総合庁舎	0880 (35) 5979	宿毛市、土佐清水市、四万十市大月町、三原村、黒潮町

○相談センター等

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
母子家庭等就業・自立支援センター	〒780-0935	高知市旭町 3-115 こうち男女共同参画センター内	088 (875) 2500
女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	〒780-8015	高知市百石町 2-34-8	088 (833) 0783
療育福祉センター	〒780-8081	高知市若草町 10-5	088 (844) 0035
消費生活センター	〒780-0935	高知市旭町 3-115 こうち男女共同参画センター内	088 (824) 0999
こうち男女共同参画センター (ソール)	〒780-0935	高知市旭町 3-115	088 (873) 9100
高知県就職支援相談センター (ジョブカフェこうち)	〒780-0841	高知市帯屋町2-1-35	088 (802) 2025
(ジョブカフェこうち 幡多サテライト)	〒787-0012	四万十市右山五月町8-13 アピアさつき 1階	0880 (34) 6860

○児童相談所

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
中央児童相談所	〒780-5102	高知市大津甲 770-1	088 (866) 6791
幡多児童相談所	〒787-0050	四万十市渡川 1-6-21	0880 (37) 3159

○年金事務所

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知東年金事務所	〒780-8556	高知市棧橋通 4-13-3	088 (831) 4430
高知西年金事務所	〒780-8530	高知市旭町 3-70-1	088 (875) 1717
南国年金事務所	〒783-8507	南国市大桶甲 1214-6	088 (864) 1111
幡多年金事務所	〒787-0023	四万十市中村東町 2-4-10	0880 (34) 1616

○ハローワーク（公共職業安定所）

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知公共職業安定所	〒781-8560	高知市大津乙 2536 - 6	088 (878) 5320
ハローワーク ジョブセンターはりまや	〒780-0822	高知市はりまや町 1-5-1 デンテツターミナルビル 4F	088 (884) 8105
安芸公共職業安定所	〒784-0001	安芸市矢ノ丸 4-4-4	0887 (34) 2111
高知公共職業安定所 香美出張所	〒782-0033	香美市土佐山田町旭町 1-4-10	0887 (53) 4171
いの公共職業安定所	〒781-2120	吾川郡いの町枝川 1943-1	088 (893) 1225
須崎公共職業安定所	〒785-0012	須崎市西糺町 4-3	0889 (42) 2566
四万十公共職業安定所	〒787-0012	四万十市右山五月町 3-12	0880 (34) 1155

○無料職業紹介事業所

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
母子家庭等就業・自立 支援センター	〒780-0935	高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター内	088 (875) 2500
高知県福祉人材センター	〒780-8567	高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ 高知県社会福祉協議会内	088 (844) 3511
安芸福祉人材バンク	〒784-0007	安芸市寿町 2-8 安芸市社会福祉協議会内	0887 (34) 3540
幡多福祉人材バンク	〒787-0012	四万十市右山五月町8-3 四万十市社会福祉協議会内	0880 (35) 5514

○母子生活支援施設

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
ちぐさ	〒780-8015	高知市百石町2-18-25	088 (834) 2005
安芸和光寮	〒784-0003	安芸市久世町8-9	0887 (35) 2667

○母子寡婦団体

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
財団法人 高知県青蘭会連盟	〒780-0061	高知市栄田町3丁目6-29 高知県母子寡婦福祉会館内	088 (872) 5873

○市町村母子福祉担当課

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号	
高知市	〒780-8571	高知市本町5丁目1-45	子育て支援課	088 (823) 9447
			障がい福祉課	088 (823) 9378
室戸市 福祉事務所	〒781-7185	室戸市浮津25-1	0887 (22) 5137	
安芸市 福祉事務所	〒784-8501	安芸市矢ノ丸1丁目4-40	0887 (35) 1009	
南国市 福祉事務所	〒783-8501	南国市大桶甲2301	088 (880) 6566	
土佐市 福祉事務所	〒781-1192	土佐市高岡町甲2017-1	088 (852) 7653	
須崎市 福祉事務所	〒785-8601	須崎市山手町1-7	0889 (42) 1229	
宿毛市 福祉事務所	〒788-8686	宿毛市桜町2-1	0880 (63) 1114	
土佐清水市 福祉事務所	〒787-0392	土佐清水市天神町11-2	0880 (82) 1118	
四万十市 福祉事務所	〒787-8501	四万十市中村大橋通4丁目10	0880 (34) 1801	
香 南 市	〒781-5232	香南市野市町西野534-1	福祉事務所	0887 (57) 8509
	〒781-5292		市民保険課	0887 (57) 8506
香 美 市	〒782-8501	香美市土佐山田町宝町1丁目2-1	福祉事務所	0887 (53) 3117
			市民保険課	0887 (53) 3115

名 称		郵便番号	住 所	電 話 番 号	
安芸郡	東洋町 住民課	〒781-7414	安芸郡東洋町大字生見 758-3	0887 (29) 3394	
	奈半利町 住民福祉課	〒781-6402	安芸郡奈半利町乙1659-1	0887 (38) 8181	
	田野町 保健福祉課	〒781-6410	安芸郡田野町1828-5	0887 (38) 2812	
	安田町 町民生活課	〒781-6421	安芸郡安田町大字安田1850	0887 (38) 6712	
	北川村 住民課	〒781-6441	安芸郡北川村野友甲1530	0887 (32) 1214	
	馬路村 健康福祉課	〒781-6201	安芸郡馬路村大字馬路443	0887 (44) 2112	
	芸西村 健康福祉課	〒781-5792	安芸郡芸西村和食甲1262	0887 (33) 2112	
長岡郡	本山町 住民生活課	〒781-3692	長岡郡本山町本山504	0887 (76) 2113	
	大豊町 住民課	〒789-0392	長岡郡大豊町高須231	0887 (72) 0450	
土佐郡	土佐町 住民課	〒781-3492	土佐郡土佐町土居194	0887 (82) 1110	
	大川村 総務課	〒781-3703	土佐郡大川村小松27-1	0887 (84) 2211	
吾川郡	いの町	町民課	〒781-2192	吾川郡いの町1700-1	088 (893) 1117
		ほけん福祉課		吾川郡いの町1400	088 (893) 3810
	仁淀川町	町民課	〒781-1592	吾川郡仁淀川町大崎124	0889 (35) 1088
		保健福祉課	〒781-1501	吾川郡仁淀川町大崎393-2	0889 (35) 0888
高岡郡	中土佐町 健康福祉課	〒789-1301	高岡郡中土佐町久礼6602-2	0889 (52) 2662	
	佐川町 健康福祉課	〒789-1202	高岡郡佐川町乙2310 佐川町健康福祉センター かわせみ	0889 (22) 7705	
	越知町 住民課	〒781-1301	高岡郡越知町越知甲1970	0889 (26) 1170	
	梶原町 保健福祉支援センター	〒785-0612	高岡郡梶原町川西路2320-1	0889 (65) 1170	
	日高村	健康福祉課	〒781-2194	高岡郡日高村本郷61-1	0889 (24) 5112
		教育委員会			0889 (24) 5115
	津野町 住民福祉課	〒785-0201	高岡郡津野町永野471-1	0889 (55) 2314	
	四万十町 町民課	〒786-8501	高岡郡四万十町茂串町3-2	0880 (22) 3117	
幡多郡	大月町 町民福祉課	〒788-0302	幡多郡大月町弘見2230	0880 (73) 1113	
	三原村 住民課	〒787-0803	幡多郡三原村来栖野479 三原村総合保健センター内	0880 (46) 2404	
	黒潮町	健康福祉課	〒787-1992	幡多郡黒潮町入野2019-1	0880 (43) 2116
		住民課			0880 (43) 2800

○市町村社会福祉協議会

名 称		郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知市		〒780-0065	高知市塩田町18-10 保健福祉センター内	088(823)9515
室戸市		〒781-7109	室戸市領家87 室戸市保健福祉センター内	0887(22)1348
安芸市		〒784-0007	安芸市寿町2-8 安芸市総合社会福祉センター内	0887(35)2915
香南市		〒781-5241	香南市吉川町吉原95番地 香南市吉川支所庁舎内	0887(57)7300
香美市	本所	〒782-0041	香美市土佐山田町262-1	0887(53)5800
	香北支所	〒781-4211	香美市香北町葦生野336-1 保健福祉センター内	0887(59)2140
	物部支所	〒781-4401	香美市物部町大栃1641-2 香美市役所物部支所内	0887(58)3098
南国市		〒783-0001	南国市日吉町2丁目3-28 社会福祉センター内	088(863)4444
土佐市		〒781-1102	土佐市高岡町乙3451-1 土佐市社会福祉センター内	088(852)2145
須崎市		〒785-0031	須崎市山手町1-7 須崎市総合保健福祉センター内	0889(42)0736
四万十市	本所	〒787-0012	四万十市右山五月町8-3 四万十市社会福祉センター内	0880(35)3011
	西土佐支所	〒787-1603	四万十市西土佐用井1110-31 総合福祉センター内	0880(31)6111
宿毛市		〒788-0012	宿毛市高砂4-56 総合社会福祉センター内	0880(65)7665
土佐清水市		〒787-0323	土佐清水市寿町11-9 社会福祉センター内	0880(82)3500
東洋町		〒781-7414	安芸郡東洋町生見756-8 地域福祉センター内	0887(29)3144
奈半利町		〒781-6402	安芸郡奈半利町乙1269-1 保健センター内	0887(38)7346
田野町		〒781-6410	安芸郡田野町1828-4 老人福祉センター内	0887(38)5325
安田町		〒781-6423	安芸郡安田町西島40-2 文化センター内	0887(38)5500
北川村		〒781-6441	安芸郡北川村野友甲710-2 総合保健福祉センター内	0887(38)6895
馬路村		〒781-6201	安芸郡馬路村馬路407-1 デイサービスセンター内	0887(42)1020
芸西村		〒781-5701	安芸郡芸西村和食甲1290 老人福祉センター内	0887(32)2211
本山町		〒781-3601	長岡郡本山町本山1041 社会福社会館内	0887(76)2312
大豊町		〒789-0250	長岡郡大豊町黒石345-7 総合ふれあいセンター内	0887(73)1200
土佐町		〒781-3401	土佐郡土佐町土居206 土佐町保健福祉センター内	0887(82)1067
大川村		〒781-3703	土佐郡大川村小松78-6 総合福祉センター内	0887(84)2361

名 称		郵便番号	住 所	電 話 番 号
いの町	本所	〒781-2110	吾川郡いの町 1400 すこやかセンター伊野内	088 (892) 0515
	本川支所	〒781-2601	吾川郡いの町長沢 254-10	088 (869) 2071
	吾北支所	〒781-2322	吾川郡いの町小川西津賀才 126	088 (867) 2820
仁淀川町	本所	〒781-1501	吾川郡仁淀川町大崎 214 仁淀川町基幹集落センター内	0889 (35) 0207
	池川支所	〒781-1606	吾川郡仁淀川町土居甲 921-2	0889 (34) 2235
	仁淀支所	〒781-1911	吾川郡仁淀川町長者乙 2435 せいらん荘内	0889 (32) 2238
佐川町		〒789-1201	高岡郡佐川町乙 2310 佐川町健 康福祉センターかわせみ内	0889 (22) 1510
越知町		〒781-1301	高岡郡越知町越知甲 2457 越知町保健福祉センター内	0889 (26) 1149
日高村		〒781-2152	高岡郡日高村沖名 5 社会福祉センター内	0889 (24) 5310
中土佐町	本所	〒789-1301	高岡郡中土佐町久礼 52-2	0889 (52) 2058
	大野見支所	〒789-1401	高岡郡中土佐町大野見吉野 234 中土佐町大野見保健福祉センタ ー内	0889 (57) 2217
しまんと町	本所	〒786-0004	高岡郡四万十町茂串 11-30 社会福祉センター内	0880 (22) 1195
	大正支所	〒786-0301	高岡郡四万十町大正 32-1 老人福祉センター内	0880 (27) 1177
	十和支所	〒786-0511	高岡郡四万十町昭和 470-6 高齢者生活福祉センター内	0880 (28) 5331
梶原町		〒785-0644	高岡郡梶原町広野 636-4	0889 (65) 1000
津野町	本所	〒785-0202	高岡郡津野町姫野々 431-1 総合保健福祉センター内	0889 (55) 2115
	西支所	〒785-0595	高岡郡津野町力石 2870 津野町役場西庁舎内	0889 (62) 2355
黒潮町	本所	〒789-1931	幡多郡黒潮町入野 2017-1 保健福祉センター内	0880 (43) 0315
	佐賀支所	〒789-1720	幡多郡黒潮町佐賀 1080-1	0880 (55) 3371
大月町		〒788-0311	幡多郡大月町銚土 603	0880 (73) 1119
三原村		〒787-0803	幡多郡三原村来栖野 479-1 総合保健センター内	0880 (46) 3003

○県社会福祉協議会

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知県社会福祉協議会	〒780-8567	高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ内	088 (844) 9007

※ 家庭裁判所における手続相談

名 称	内 容
家 庭 裁 判 所	離婚や財産分与、慰謝料、養育料など家庭に関する「調停」や「審判」などの手続に関する情報を提供しています。

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知家庭裁判所本庁	〒780-8558	高知市丸ノ内1-3-5	088 (822) 0440 088 (822) 0441 088 (822) 0442
高知家庭裁判所安芸支部	〒784-0003	安芸市久世町9-25	0887 (35) 2065
高知家庭裁判所須崎支部	〒785-0010	須崎市鍛冶町2-11	0889 (42) 0046
高知家庭裁判所中村支部	〒787-0028	四万十市中村山手町通54-1	0880 (35) 3007